

# 地方公共団体における 押印見直しマニュアル (参考資料集)



内閣府

令和2年12月18日【初版】

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

内閣府規制改革推進室

内閣官房行政改革推進本部事務局

地方公共団体における押印見直しマニュアル（参考資料集）目次□

参考資料集 ページ	資料番号	資料名称	発出者
P1	参考資料 1	地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日）	総務省自治行政局長
P5	参考資料 1 別添 1	書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月2日）	規制改革推進会議議長
P9	参考資料 1 別添 2	行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和2年5月22日）	規制改革推進会議議長
P21	参考資料 1 別添 3	各府省における内部手続の見直し事例	令和2年6月18日第4回旅費・会計等業務効率化推進会議幹事会資料を基に総務省自治行政局において作成
P33	参考資料 1 別添 4	押印についてのQ & A（令和2年6月19日）	内閣府、法務省、経済産業省
P39	参考資料 2	就労証明書に関して押印を省略した場合又は電子的に提出した場合の犯罪の成立についての整理（令和2年9月4日）	内閣府規制改革推進室
P43	参考資料 3	「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言（令和2年7月8日）	情報通信技術（IT）政策担当大臣 内閣府特命担当大臣（規制改革） 規制改革推進会議議長 日本経済団体連合会会長 経済同友会代表幹事 日本商工会議所会頭 新経済連盟代表理事
P45	参考資料 4 - 1	押印を存続する方向で検討している行政手続	内閣府規制改革推進室
P53	参考資料 4 - 2	押印を求める行政手続の見直し方針（根拠別集計）	
P55	参考資料 5	会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し（令和2年11月16日）	内閣官房行政改革推進本部事務局
P57	参考資料 5 別紙 1	法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針	
P59	参考資料 5 別紙 3	会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府省共通課題への考え方	
P71	参考資料 5 別紙 4	会計手続、人事手続等において各府省が裁量により求めている書面・押印・対面の見直し事例	
P77	参考資料 7	行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方（令和2年11月16日）	内閣府規制改革推進室 内閣官房IT総合戦略室 内閣官房行政改革推進本部事務局
個別にダウンロード願います	参考資料 4 - 3	各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧	内閣府規制改革推進室
個別にダウンロード願います	参考資料 5 別紙 2	法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表	内閣官房行政改革推進本部事務局
個別にダウンロード願います	参考資料 6	行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（平成31年2月25日）	内閣府規制改革推進室 内閣官房IT総合戦略室 内閣官房行政改革推進本部事務局

総行行第169号  
総行経第35号  
令和2年7月7日

各都道府県知事  
（行政改革担当課、市区町村担当課扱い）  
各指定都市市長  
（行政改革担当課、市区町村担当課扱い）

殿

総務省自治行政局長  
（公印省略）

### 地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、経済4団体からの要望も踏まえ、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでおり、これまでの見直しの結果及び今後の取組が、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月2日第8回規制改革推進会議資料。以下「規制改革推進会議資料」という。別添1）としてとりまとめられました。

規制改革推進会議資料では、「地方公共団体における取組」として、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続について、その対応が言及されているところです。

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。このため、各地方公共団体においても、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むことが望まれます。

今般、別紙のとおり、規制改革推進会議資料の内容を踏まえ、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項を整理しました。各地方公共団体においては、この留意事項を参考として、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等に対しても、周知をよろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び第252条の17の5第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



**(別紙) 地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る  
留意事項について**

**1 国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続について**

国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、法令等所管府省において、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1(1)及び(2)」にのっとり、国の緊急対応等についてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うこととされている。

各地方公共団体においては、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することが考えられる。

なお、国の法令等に基づいて地方独立行政法人が実施する手続については、各地方独立行政法人において各府省から発出される当該手続に係るガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応されるよう、各地方公共団体において、設立する地方独立行政法人に対し、当該ガイドライン等を周知する等の対応を行うことが考えられる。

**2 地方公共団体が独自に実施する手続について**

地方公共団体が独自に実施する手続（地方独立行政法人における手続で当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の条例等に基づいて実施するものを含む。）については、各地方公共団体において、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1(1)から(3)まで」を参考として、国の取組に準じた対応を実施することが考えられる。

**(参考) 規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1(1)から(3)まで」の概要**

**1. 行政手続に関するもの**

**(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの緊急対応**

- ① テレワークの障害となる規制・制度等についての経済4団体による緊急要望を受け、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により、「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて(再検討依頼)」(令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書。別添2)に記載の「具体的基準」に即した緊急対応を行う。

※ その結果については、概要が公表されている(令和2年6月22日第7回規制改革推進会議資料2-1別添2。内閣府ホームページ<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200622/agenda.html> 参照)。要望事項の中には地方公共団体における行政手続も含まれていることから、適宜参照されたい。

- ② ①以外の行政手続についても、優先順位の高いものから順次、「具体的基準」に従い、緊急対応として必要な措置を講じるとともに、その周

知を行う。

(2) 恒久的な制度的対応

緊急対応を行った手続だけでなく、書面主義・押印原則・対面主義が求められている、原則としてすべての行政手続について、恒久的な制度的対応として、年内に別添2に記載の「具体的基準」に照らして必要な検討を行い、法令・告示・通達等の改正等を行う。

(3) 会計手続その他の内部手続

会計手続、人事関係手続、決裁関係手続等の内部手続については、各府省や独立行政法人における優良事例（令和2年6月18日第4回旅費・会計等業務効率化推進会議幹事会資料を基に作成。別添3）を基にした書面・押印・対面の見直しを行う。

また、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1（3）」で示されている会計手続その他の内部手続については、各府省が所管する独立行政法人における手続についても対象とされており、各地方公共団体が設立する地方独立行政法人においても、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1（3）」を参考として対応を実施することが考えられる。

各地方公共団体においては、設立する地方独立行政法人に対して優良事例（別添3）を周知する等、地方独立行政法人において書面規制・押印・対面規制の見直しが行われるよう適切に対応することが考えられる。

なお、会計手続その他の内部手続の中には、国の法令等に基づいて実施されるものも含まれるものであるが（例：地方自治法に規定する入札・契約関係等）、これらの手続については、上記「1 国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続」として、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ対応するものである。

### 3 民間事業者間の商慣行等による手続について（参考）

民間事業者間の商慣行等による手続に関して、「押印についてのQ&A」（令和2年6月19日内閣府、法務省、経済産業省作成。別添4）が公表されていることから、参考までお知らせする。

（添付資料）

別添1 書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月2日第8回規制改革推進会議資料）

別添2 行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書）

別添3 各府省における内部手続の見直し事例（令和2年6月18日第4回旅費・会計等業務効率化推進会議幹事会資料を基に作成）

別添4 押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府、法務省、経済産業省作成）

令和2年7月2日

## 書面規制、押印、対面規制の見直しについて

規制改革推進会議議長 小林喜光

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、令和2年4月27日経済財政諮問会議における総理からの検討要請を踏まえ、テレワーク等の推進及びデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んだ。

これまでの見直しの結果及び今後の取組は以下のとおり。

## 1. 行政手続に関するもの

経済4団体（経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）からテレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望（以下「緊急要望」という。）を受け、書面・押印・対面を求める行政手続について、各府省に対し、規制改革推進会議が見直しの具体的基準（以下「具体的基準」という。）を示した上で、新型コロナウイルスの感染防止の観点からの緊急対応及び恒久的な制度的対応に取り組むよう求めた。

## (1) 新型コロナウイルスの感染防止の観点からの緊急対応

- ① 緊急要望において具体的要望があった行政手続については、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により
- ・法令に根拠がない押印を求めない
  - ・押印がなくとも申請を受け付ける
  - ・オンライン手続を簡素化する
  - ・電子メールによって書類を受理する など
- 「具体的基準」に即した緊急対応が行われることとなった。

- ② ①以外の行政手続についても、同様の緊急対応を実施すべきであり、各府省に対し、優先順位の高いものから順次、「具体的基準」に従い、緊急対応として必要な措置を講じるとともに、その周知を行うよう求める。

## (2) 恒久的な制度的対応

各府省に対し、緊急対応を行った手続だけでなく、書面主義・押印原則・対面主義が求められている、原則としてすべての行政手続について、恒久的な制度的対応として、年内に「具体的基準」に照らして必要な検討を行い、法令・告示・通達等の改正等を行うよう求める。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施する IT 総合戦略本

部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直し方針を明らかな上で、必要な取組を行うものとする。

### (3) 会計手続その他の各府省等の内部手続

会計手続については、一部府省において、見積書、請求書、領収書等について押印不要とするなど先行的な取組が行われている。行政改革推進事務局が中心に、こうした優良事例の横展開を図り、全ての府省において書面・押印・対面の見直しを行うよう求める。人事関係手続、決裁関係手続等の内部手続についても同様に、優良事例を基にした書面、押印、対面の見直しを行うよう求める。

行政改革推進本部事務局は、各府省や独立行政法人の見直し結果について年内を目途に状況のフォローアップを行う。

### (4) 地方公共団体における取組

国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続について、所管府省に対して、上記(1)及び(2)にのっとり、国の緊急対応等についてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うよう求める。

地方公共団体が独自に実施する手続について、総務省において、上記(1)～(3)の国の対応方針を示し、国に準じた対応が実施されることが望ましい旨技術的助言を行う。

## 2. 民間の商慣行等による手続に関するもの

### (1) 押印の効力についてのQ & Aの作成、周知

民間事業者による押印廃止の取組が進むよう、押印に関する民事基本法上の効果が限定的であることや、押印を廃止した場合の懸念に応えるQ & Aを関係省庁において作成(6月19日公表)し、幅広く周知する。

### (2) 電子署名の活用促進

電子署名の活用促進のため、民間においてクラウドを活用した電子認証サービスの利用が拡大していることを踏まえ、これらのサービスのうち一定のものについては、電子署名法上の電子署名に該当する旨を明確にするQ & Aを関係省庁において作成し、周知を図る。

また、一定の要件を満たせば電子署名法3条の対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにするため検討を開始し、早期に結論を得る。

### (3) 行政と経済団体との連携

書面主義、押印原則、対面主義に関する規制・制度や民間慣行等の見直しを官民連



携して進めるため、「テレワーク推進に向けた経済団体及び関係省庁連絡協議会」(※)を設置(5月25日)。デジタル時代に向けて、行政と経済界とが協力して、見直しを進めることを確認する。

(※) 構成メンバー：

日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟  
規制改革推進会議  
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室、内閣官房 経済再生総合事務局、  
内閣府 規制改革推進室、総務省、法務省、経済産業省

(4) 書面・押印・対面の見直しの要望の多い分野における見直し

① 不動産関係

不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付を可能とするよう法改正を行う。引き続き、課題の洗い出し及び解決に向けた取組を行う。

② 金融関係

金融関連手続きにおける押印不要化や電子化等に向けて、銀行協会、保険業協会、証券業協会等の幅広い金融業界団体と金融庁等の行政機関から構成される検討会を設置し、現場の声を踏まえて見直し事項を洗い出し、早急に解決策を検討し、実行に移す。

③ 会社法関係

取締役会議事録や商業登記のオンライン申請の添付書面情報に求められる電子署名の範囲に、クラウドを利用した電子署名サービスも認められることを明確化したほか、緊急措置として、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象に単体計算書類等も含めることとした。引き続き、課題の洗い出し及び解決に向けた取組を行う。



令和2年5月22日

各府省規制改革担当

行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）

規制改革推進会議議長 小林喜光

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが喫緊の課題であります。

各府省には、厳しい現状を踏まえ、徹底した見直しに取り組んでいただくことをお願いいたします。

そのため、下記に基づき、あらためて、経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討を行うことを依頼します。

期限の短い中での検討となりますが、コロナ危機への対応ということでご理解をお願いします。

以 上

## 0. 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、可能な限り人と人との接触を減少させることが必要。各企業、省庁等において、テレワークの取組が推進されているところであるが、その一方で、テレワークの推進を、行政手続等（行政機関と個人・企業等とが行う手続一般をいう。以下同じ。）における書面主義、押印主義、対面主義が阻害している。

新型コロナウイルス感染症の脅威は引き続き継続することを考えると、緊急事態宣言が終了した後においても、可能な限り人と人との接触を少なくする新しい生活スタイルを維持する必要がある。また、新型コロナウイルスの危機の終息した後においても、デジタル時代における行政のあり方として、デジタル三原則に則ったデジタルガバメントの実現が求められ、その中では、書面主義、押印主義、対面主義から決別することが必須となる。

このような問題意識の下、各府省は以下の対応を行うべきである。

- ① 各府省は、緊急対応として、行政手続等を行う個人・企業等が、テレワーク、リモートワークによって、オフィスに行くことなく、行政手続等を完結できるようにするために、必要な対応を行う。
- ② 各府省は、緊急対応を行った事項だけでなく、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難である事項も含め、緊急対応を実施している間において、デジタルガバメントの実現のため、書面主義、押印主義、対面主義の見直しを検討し、制度的対応を実施する。

各府省における具体的な取組として、以下の対応を行うことを求める。

- ① まず、経済4団体から提出された具体的要望事項（例示されたものも含む。）について、下記1. から4. に従い、緊急対応としての取組を実施することを求める。
- ② 要望において行政手続等全般の見直しが求められている事項（例示されたものを除く。）や具体的要望事項がない項目についても、緊急対応の必要性を考慮の上、優先順位の高いものから順次、できる限り早期に、同様の緊急対応としての取組を実施するよう求める。
- ③ さらに、緊急対応としての取組を行うものも含め、制度的対応としての取組を求める。

## 1. 書面主義の見直しの基準について

### (1) オンライン手続が提供されている行政手続等について

#### 【緊急対応】

- a オンライン手続の周知を図り、利用を促進する。
- b オンライン手続が提供されているとしても、その利用開始のための手続負担（多数の書類提出や電子署名の要求等）があるために、オンライン手続を開始できない場合がある。このような場合には、緊急対応の趣旨を勘案して利用開始のための手続をオフィスに行かずに済ませよう、手続負担の軽減を図る。
- c オンライン手続が提供されているとしても、その手続自体が利用しにくい（別途書面の提出が必要等）ために、オンライン手続を行う意味がない場合がある。また、入力支援機能が不十分なため利用者が入力に膨大な時間を要し、あるいは、誤記等を理由として補正や再申請を求められるケースが多発するなど、オンラインで手続が完結しているとは言い難い事例も生じている。このような場合について、高い利便性をもってオンラインで手続が完結するよう、手続負担の軽減を図る。
- d オンライン手続が提供されていることを理由に、緊急対応として必要な見直しを行わないことがないようにするとともにオンライン手続を利用できない者への対応のため、オンライン手続が提供されている場合であっても、オンライン手続が提供されていない手続（下記（2））に準じた緊急対応を行うものとする。
- e 上記 a から d の取組を実施しない場合には、各府省において、実施しない理由を明らかにするものとする。

#### 【制度的対応】

オンライン手続について、入力事項の簡素化・標準化、提出書類の削減、提出方法の定型化・ワンストップ化、入力支援機能の充実等の見直しを行い、オンライン利用率の引上げを図る。

## (2) オンライン手続が提供されていない行政手続等について

### 【緊急対応】

- f 文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を認める。その際、押印については、押印原則の見直しの基準（後記2. 参照）に従って対応（押印の廃止、省略等）する。添付書類のうち、官公署での取得が必要なものなどテレワーク環境下で直ちに提出が困難なものについては、添付の省略又は後日送付を認める。
- g 報告書や届出書等の提出期限については、柔軟に対応する。
- h 各府省から、個人・企業等に対して送付（郵送、ファックス）する書類についても、eメールでの送付を希望しない者を除いて、eメール（文書をPDF等で添付）での送付を行う。
- i 上記fからhの取組を実施しない場合には、各府省において、実施しない理由を明らかにするものとする。

### 【制度的対応】

オンライン手続を早急に整備する。その際には、真に利用者に使われる手続となるよう、利用者目線に立った効率的な仕組みを構築する。速やかにオンライン化を図る必要性や費用対効果の観点から、新たな情報システムの整備等が適当ではない場合には、eメールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出の手続を整備することも検討する。この場合、提出者のeメールアドレスの事前確認や提出先のeメールアドレスの提供、メール送信時のルール（同報者をどうするか等）の策定、ID/パスワード方式の採用等により、本人確認や書類の管理等を的確に行える仕組みを構築することが考えられる。

## 2. 押印原則の見直しの基準について

### (1) 緊急対応について

押印を求めることは、テレワーク環境下では困難である場合が多いため、原則として求めないこととする。具体的な対応は、押印を求めている根拠条文等に応じ、以下の対応を行う。

- a 法令（法律、政令及び省令を言う。以下同じ。）で、押印を条文の規定上求めている書面及び省令・告示に規定する様式上押印が求められている書面以外の書面（通達やガイドラインで押印を求めているものを含む。）については、押印を求めないこととする。これらについては、押印を求める根拠規定がない以上、押印を求めることは本来認められない手続である。押印を求める通達やガイドライン等については、速やかに改正を行うものとする。
- b 法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、基本的には押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられる。これらについては、押印がなくても書面を受け付けることとする。
- c 法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面のうち、押印を求める積極的意味合いが大きいものについては、法令の条文で押印を求めることが規定されている場合(dの場合)に準じて見直しを行う。
- d 法令の条文で押印を求めることが規定されている書面については、押印が求められている趣旨に合理的理由があるか、押印が求められている趣旨を他の手段により代替することが可能かを、求めている押印の種類（印鑑証明付きの実印であるか認印・角印であるか）、行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、新型コロナウイルスの危機時における緊急対応であるとの趣旨を勘案して、押印がなくても書面を受け付けることができるか検討し、可能な限り、押印がなくても書面を受け付けるものとする。検討にあたっては、下記の注1～4の記載事項及び3.の行政手続等の類型毎の対応方針に従って、検討を行うこととする。

(注1) コロナ対応の緊要性を考えると、押印のない文書であっても、押印を求める必要性、重要性が低い場合や他の本人確認等の代替手段によって押印を求める趣旨が満たされる場合には、申請等を拒否する法的義務が行政機関にあるわけではなく、手続を認めるべきである。

(注2) 押印が求められている趣旨として、以下の3点が考えられる。

- (i) 本人確認(文書作成者の真正性担保)。この場合、注3記載のように本人確認のための手法は他にも多数ある上、特に実印による押印でない場合には本人確認としての効果は大きくないことに留意する必要。
- (ii) 文書作成の真意の確認。この場合、本人確認がなされれば通常の場合には不要であると考えられることに留意する必要。
- (iii) 文書内容の真正性担保(証拠としての担保価値)。この場合、実印でない押印の意味は必ずしも大きいと言えないこと、文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意する必要。

(注3) 押印が求められている趣旨を代替する手段として、例えば、以下のような方法が考えられる。

- (i) 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- (ii) 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出(本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる)
- (iii) ID/パスワード方式による認証
- (iv) 本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真のPDFでの添付
- (v) 他の添付書類による本人確認
- (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認
- (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付
- (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)
- (ix) 実地調査等の機会における確認

(注4) 行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえるにあたっては、行政手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要がある。

- e 上記a及びbの取組を実施しない場合、c及びdの検討の結果、押印がなくても受け付ける取組としない場合には、各府省において、その理由を明らかにするものとする。
- f なお、押印の代わりに電子署名を求めることは、多くの行政手続等について、現在でも可能とされている。電子署名による手続が可能なものについては、その旨の周知を行うこととする。他方で、電子署名は、いわば実印と同様のものであり、セキュリテ



イ上の取り扱いから使い勝手が悪いという指摘が多くある。実印を求めている行政手続等については、従来の電子署名法の電子署名以外の簡易な民間電子認証サービスその他の本人確認方法の利用を検討すべきである。(電子署名法の電子署名について、使い勝手をよくするための見直しは別途行う。)

(注) 電子署名及び認証業務に関する法律による認定認証業務を行う者は10者ある。  
また、クラウド技術を活用した電子認証サービスを提供している民間企業も複数存在している。

## (2) 制度的対応について

緊急対応を実施している間において、デジタルガバメントの実現のため、押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。

## 3. 行政手続等の類型毎の対応方針

### ① 社会保険・労働関係(健康保険、雇用保険、労働基準、労働安全等の各種申請・届出)

#### 【緊急対応】

オンライン手続が提供されているがオンライン利用率が低い手続が多い。オンライン利用の周知を行うとともに、使い勝手の改善を行う。また、必要不可欠な文書以外については提出を求めないなど、緊急対応として、申請者負担の軽減を図る。

オンライン手続が提供されているものであっても、その使い勝手が悪いものが多いため、これらも含め、押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要(廃止又は押印のない書面も受け付けることをいう。以下同じ。)とするとともに、eメール等での書類提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を認めるなどの対応を行う。多くの手続が継続的關係の中で行われており、また、必要であれば電話・メール等で内容を確認することも可能であるため、押印を求める必要性は低い。

また、従業員等が押印した書面等の添付等を求めている場合についても、求めている押印は認印であり、押印を求めることによる本人確認等の意味は小さい。これらについても、原則として、押印不要とする。

#### 【制度的対応】

オンライン化及びオンライン利用率を上げるため必要な対応を行う。その際、簡易な民間電子認証サービスの利用等についても検討する。押印については、従業員等による押印も含め、廃止する方向で検討する。また、添付書類等として、従業員等が押印した紙文書の提出・保存を求めるものも多いので、これらについても電子的な保存等を認める方向で検討する。

## ② 各種証明書（就労証明書、在職証明書等）

### 【緊急対応】

各種証明書は、一般に、個人の申請者が、行政庁に申請等を行うに際して、事業者等が就労や在職事実の証明を行うものである。就労証明書や在職証明書の添付が必要な保育所等への入所申請は、一部の地方自治体でオンライン申請が可能となっているものの、事業者の押印が求められていることなどから、オンライン化が進んでいない。事業者の押印は不要として差し支えないことや、PDF ファイル等による書類提出を認めることを明確にした上で、新型コロナウイルス感染症への対応という非常事態における緊急対応が、住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドラインを、地方公共団体の担当部局に発出（地方公共団体の実施状況のフォローアップを含む。以下同じ）する。文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、事業所からのメール等も可能であり、事業所等の連絡先を記載することや、場合によっては事業所に連絡することがあり得ることを示すことで、改ざん等の抑止力として機能する。

その他各種証明書についても、事業者の押印を不要とするとともに、PDF ファイル等による書類提出を認める。この場合、地方公共団体が申請先となるものについては、上記の同様の観点から内容をガイドラインに明確化し、地方公共団体へ周知徹底等を行う。

### 【制度的対応】

保育所への入所に必要な就労証明書については、事業者、申請者及び行政における手続きが、すべてオンラインで完結する仕組みを早急に構築する。このほかの証明書についても、オンライン化等に必要な対応を行う。その際、簡易な民間電子認証サービスの利用その他の本人確認方法について検討する。押印については、廃止する方向で検討する。

## ③ 安全規制（施設等の点検・検査・責任者等についての届出等）

### 【緊急対応】

オンライン手続きが提供されていないものも多い。押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。地方公共団体が申請先となる手続については、法令等所管各府省における対応を明確にした上で、新型コロナウイルス感染症への対応という非常事態における緊急対応が住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドラインを、地方公共団体の担当部局に発出する。新たに施設等を設置する場合などを除き、各種の報告や届出等は、継続的な関係の中で行われており、必要であれば、実地調査を行い、又は、電話・メール等で内容を確認することも可能であるため、押印を求める必要性は低い。新たに施設等を設置する場合などであっても、継続的關係にある者からの申請である場合や、実地調査をして確認する場合などについて、押印を求める必要性は低い。

#### 【制度的対応】

オンライン化及びオンライン利用率を引き上げるため必要な対応を行う。その際、簡易な民間電子認証サービスの利用その他の本人確認方法を検討する。押印については、廃止する方向で検討する。

#### ④ 業法（営業についての許認可・変更申請・各種届出等）

##### 【緊急対応】

オンライン手続が提供されていないものも多い。押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。地方公共団体が申請先となるものについては、法令等所管各府省における対応を明確にした上で、コロナ感染症への対応という非常事態における緊急対応が住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドラインを、地方公共団体の担当部局に発出する。新規に営業許認可等を求める場合などを除き、変更申請や事業報告等は継続的な関係の中での手続であり、本人確認のために押印を求める必要性は低い。

#### 【制度的対応】

オンライン化及びオンライン利用率を引き上げるため必要な対応を行う。その際、簡易な民間電子認証サービスの利用その他の本人確認方法を検討する。押印については、廃止する方向で検討する。

#### ⑤ 国税・地方税

##### 【緊急対応】

一定程度、オンライン利用が進んでいる手続は多い。オンライン利用の周知を行う。

オンライン手続が提供されていない手続についても、押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。継続的に提出を受け付けている場合や、本人確認書類を別途求めている場合には、押印を求める必要は低い。源泉徴収業務に関して、雇用者と従業員は継続的な関係にあり、押印による本人確認の必要性は低い。

特別徴収税額通知（納税義務者用）のように事業者には紙の配布を求めているものについては、電子媒体による配布を促進する。準備の関係で紙による配布を原則とする場合でも、緊急対応として書面配布時期の後ずれ、あるいは、電子媒体による配布を認めるべきである。

#### 【制度的対応】

オンライン化及びオンライン利用率を引き上げるため必要な対応を行う。押印について

は、源泉徴収業務における従業員等による押印も含め、廃止する方向で検討する。

⑥ 補助金・交付金（交付申請、変更申請、交付、実績報告、成果報告等）

【緊急対応】

押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。変更申請や実績報告等は継続的な関係の中での手続であり、書面や押印を本人確認に用いる必要性は低い。当初の交付申請についても、継続的關係にある者からの申請である場合や、手続の進行に応じて申請者に電話やメール等で問い合わせを行う場合などには、申請時点で押印の必要性は低い。

【制度的対応】

補助金等について、オンライン化（J グランツの活用を含む。）に取り組む。このほか、簡易な民間電子認証サービスの利用その他の本人確認方法を検討し、オンライン手続を早急に整備する。押印については、廃止する方向で検討する。

⑦ 統計・調査等

【緊急対応】

統計目的の調査について、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。統計調査の性質上、本人確認等の必要性は低い。電子的な提出を原則（調査対象が選択した場合に限り、書面による提出）とする。

統計目的以外の調査について、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。訴訟リスクがある場合にあっても、文書の証拠価値は、押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意する。

【制度的対応】

オンライン利用を原則とするため、必要な対応を行う。押印については、廃止する方向で検討する。

⑧ 会計、人事関係書面など（契約書、領収書、見積書、承諾書、決裁など）

【緊急対応】

（会計）契約書以外の見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。文書の証拠価値は、押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意する。契約書については、相手方が望まない場合を除いて電子契約を行うこととし、電子契約が可能である旨の周知を行う。

（入札）既存の電子入札システム等の利用促進を図るほか、利用促進の観点から緊急的に

講ずべき措置がないか精査する。

(人事) 法令の条文に規定がある場合を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。

(その他) 決裁、共済関連手続等を含め、電子的な手段による手続を認め、慣行的に求めてきた押印は廃止する。

#### 【制度的対応】

システム改善等を行い、電子的手段による手続を原則化する。その際、必要に応じ、簡易な民間電子認証サービスの利用その他本人確認の方法について検討する。押印については、原則として、廃止する方向で検討する。

#### ⑨ その他

上記①から⑧の分類に当てはまらない手続については、上記①から⑧に準じて、緊急対応及び制度的対応を行う。オンライン化等を促進する上での各種環境整備については、必要な制度的対応を進める。

### 4. 対面手続の見直しの基準について

#### 【緊急対応】

- a 慣行等として行われている立ち合い等（建設現場への立ち合い、機器のメンテナンス等を含む）については、原則としてオンラインでの対応を行う。
- b 法令に基づく講習等については、可能な限りオンライン対応を行う。オンライン対応が不可能な場合には、講習等の実施に関して一定の猶予期間を与えるなどの措置を講じる。
- c その他の対面手続についても、可能な限りオンライン対応を行う。
- d 上記 a から c の取組を実施しない場合には、各府省において、実施しない理由を明らかにするものとする。

#### 【制度的対応】

デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

### 5. 地方公共団体の実施する手続の見直しについて

国の法令等に基づいて地方公共団体を提出先とする手続については、法令等所管各府省における対応を明確にした上で、コロナ感染症への対応という非常事態における緊急対応が住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドライ

ン等を地方公共団体の担当部局に発出する。

地方公共団体が独自に実施する手続についても、総務省において、国の基本的対応方針を地方公共団体に示し、国に準じた対応が実施されるよう求める。

以 上

各府省における内部手続の見直し事例<会計関係>

別添3

整理番号	手続名	制度官庁の見解	各府省における内部手続の見直し事例
1	見積書（現物、押印）	予算決算及び会計令第99条の6において、随意契約に よろうとする場合に見積書を徴求することを規定。な お、上記以外の見積書については会計法、予算決算及 び会計令、契約事務取扱規則に規定されているもの で はない。	財務省 ・押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、当該 文書において、 ①「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記させる。 ②事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、担 当部局は①の「本件責任者及び担当者」に問合せ・在籍を確認の う えメモ（手書き等）を残す。 の2点を満たすことで、認めることとする。 ・現時点で押印を求めている。 ・既に郵送による提出を認めている。（随意契約以外について） 今後は、押印を省略した見積書のeメールによる提出も認める。 ・既にメール・郵送での対応しており、対面を求めている。 なお、紙原本は、後日提出としている（独法）
2	請求書（現物、押印）	民間事業者における請求書の作成及び当該請求書の官 公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計 令及び支出官事務規程に規定されているものではない。	財務省 ・押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、当該 文書において、 ①「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記させる。 ②事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、担 当部局は①の「本件責任者及び担当者」に問合せ・在籍を確認の う えメモ（手書き等）を残す。 の2点を満たすことで、認めることとする。 ・現時点で押印を求めている。 ・既に郵送による提出を認めている。今後は、押印省略した請求 書のeメールによる提出も認める。 ・メール等での提出を認め、後日原本の提出を依頼している。 ・電子ファイル（PDF形式等）による提出のみとする。（独法）
3	契約書（現物）	電子契約書によることも可能	財務省 ・政府電子調達システム（GEPS）を利用した場合、電子契約書 の作成とするよう見直しを行う予定 ・①従来通り、代理人に対する包括的な委任をする委任状を提出 することで、代理人の印による押印での契約締結を認める。 ②入札公告及び入札説明書において「電子調達システム（政府 電子調達：GEPS）」を利用する場合は電子契約が可能となっ て おり電子契約の利用促進を図る。
4	納品物の検査（押印） ※給付の完了の検査（検査調書）関係	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規 定されているものではない。	財務省 ・入札案件については、政府電子調達システムを活用すれば、押 印は不要。なお、入札以外の案件（少額随意契約等）は、事業者 からの申し出により、政府電子調達システムを活用する場合、押 印は不要。 ・検査調書への押印は内規で定めているため、押印省略した調書 のeメールによる提出を認める方向で規定改正を検討予定
5	納品物の検査	予算決算及び会計令第101条の4において契約書、仕様 書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なう旨を 規定。	財務省 ・書面による手続は、職員が出勤する際に求めることとし、それ までではリモートPC等を介したメール等の手段で事務を遂行 ・機器検査のための来訪を一時取りやめ、写真による現状確認に 変更 ・電子ファイル（PDF形式等）による提出のみとする。（独法）
6	完了報告書	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規 定されているものではない。	財務省 ・押印を求めている。
7	請負業務の監督といった現場立会い	予算令第101条の3において立会い、指示その他の適切 な方法によつて行なう旨を規定。	財務省 ・テレワーク等で監督者が不在の場合は、他の職員の補助を得て 写真、映像等による、遠隔での監督を可能とする。
8	委託業務の日報管理（押印）	—	— ・電子決裁による対応を検討。（独法）
9	検査の補助者任免簿の会計課提出（押印）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規 定されているものではない。	財務省 ・補助者の任免は任免簿を用いていないが、内規により文書をも っ て行うものとしているため、押印省略する方向で規定改正を 検討予定。 ・「補助者任免簿」は当省にはない。他方、補助者の任免手続き としては、契約担当官等の補助者として「検査職員発令」と「監 督職員発令」依頼があり、従来、発令依頼書は紙ベースでの提出 で課室長のサインが必要であったところ、今後はメールでの提出 を可とし、メール宛先CCに主管課室長を入れることで、サインは 不要とする。
10	検査の補助者任免簿の会計課提出（現物）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規 定されているものではない。	財務省 ・メールによる提出を可としている。
11	入札関係手続き（入札書・委任状など）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規 定されているものではない。	財務省 ・電子入札の場合は押印不要。現在、総合評価方式による入札の み紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン 化する。 ・独法に対する電子入札の導入。（独法）
12	企画競争申込書等提出書類（社印押印等省 略）	—	— ・以前よりPDF書類でのウェブ提出としているが、書類オリジナ ルにおける社印押印を省略可能とする（6月1日の公示回より導入 予定）。（独法）
13	外部委託に係る基準について（外部委託に係 る要件チェックリスト）（押印）	—	— ・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。（独法）
14	旅費支給のための証拠書類原本の受け渡し （現物）	・精算決裁手続きにおいて、旅行者から電子メールで 提出された電子画像（スマホの写真等）の添付でも構 わない（原本の事後提出は必要）	財務省 ・旅費等内部管理システム（SEABIS）を活用することで、証拠書 類（写）を電子決裁に添付し、現物は事後提出とすることにより テレワーク環境下においても旅費の支給手続きを進めることがで きるようにしている。

整理番号	手続名	制度官庁の見解	各府省における内部手続の見直し事例
15	諸謝金や委員手当支払い時の確認書（押印）	確認書の内容が明らかではないが、国の内部で確認のために各省独自に作成される書面については、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に直接規定されているものではない。	財務省 ・旅費及び謝金・諸手当システムを用いて事務を行っており、支出官事務規程第5条に定める支出を決定する書面については同システムにおいて作成していることから、押印を要せずに事務を行っている。 ・一般的に確認書の提出は求めている。 ・個人への支払い時にはそもそも確認書は取っていない。 他方、企業への支払い時に際しては押印の確認書を求めているところ、今後は押印を求めない方向で調整している。 ・諸謝金、委員手当の支払の際に確認書の提出は求めている（独法）
16	委員の債主登録依頼票	委員の債主登録依頼票の内容が明らかではないが、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に直接規定されているものではない。	財務省 ・各部署担当者が委員の本人確認、マイナンバーの真正性の確保及びデータ受領する場合は誤送信や情報漏洩のリスク対応を確実にすることを条件に、押印の省略を検討。
17	招聘経費の支払書類	—	— 招聘経費の支払書類への部門長印の押印省略について見直しを行う予定。（独法）
18	経費伺いの決裁一式の会計課提出（現物）	国の内部での書面の提出方法については、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に規定されているものではない。	財務省 ・電子決裁のため従前より提出を求めている。
19	立替払の事前申請	—	— ・立替払に係る事前申請について、在宅勤務者（研究所職員に限る）が1回につき10万円未満の金額を立て替える場合は事前申請は不要。立替払の事前申請を要する場合でも、担当係へ必要事項をメール本文で連絡すれば良いこととし、押印を省略。（独法）
20	搬出入届（押印）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・今までも押印を求めている。 ・既に事業者からの必要事項（工事内容、車両番号、対応する者の氏名等）についてのみ電話による聴取、メール連絡で対応。（独法）
21	作業（工事）届（押印）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・今でも押印を求めている（外部から押印付資料を受領することはある）。 ・書面による申請をオンライン化し、押印も不要。
22	飲料水注文書（押印）	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・決裁写し等（経費伺い）の提出をもって、押印を求めないこととし、係内の決裁についてもメールでの共有・確認に代え、PDF形式（編集不可処理済）にて部局に返却することとした。 ・押印無し、メールでの連絡で対応可（独法）
23	債権発生通知書	債権発生通知書は、国の債権の管理等に関する法律及び国の債権の管理等に関する法律施行令に規定されているが、その様式（押印を含む。）については、規定されているものではない。	財務省 ・当省の行政文書取扱規則第15条に基づき、公印又は契印の省略を検討。
24	事業主への各種負担金に係る書類関係（押印）	請求書については前述のとおり。その他の書面については、会計法、予算決算及び会計令及び支出官事務規程に規定されているものではない。	財務省 ・会計課への毎月の負担金の請求書への法人の公印を不要とする。 ・支出依頼書への担当係長の認め印を不要とする。 ・負担金の交付決定通知書への公印を不要とする。
25	印刷受渡書	会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。	財務省 ・押印を求めないことにした。
26	物品払出書（押印）	物品管理法、物品管理法施行令及び物品管理法施行規則に規定されているものではない。	財務省 ・押印を省略の上、eメールでの提出とした（見直し済）。 ・物品払出書の提出は求めている。（独法）
27	物品一時使用申込書（共用会議室において使用する物品の使用申込手続）	—	— ・職員からデータによる提出を可能としている（押印不要）。
28	使用許可申請書・使用許可書（庁舎等の目的外使用に係る申請・許可手続）	—	— ・申請者からの書面提出（押印必要）としている。押印不要に向けて訓令改正を検討中であり、改正後は、職員からデータによる提出を可能とする。
29	物品販売等許可申請書・物品販売等許可書（庁舎等における物品の移動販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これらに類する行為に係る申請・許可手続）	—	— ・申請者からの書面提出（押印必要）としている。押印不要に向けて訓令改正を検討中であり、改正後は、職員からデータによる提出を可能とする。
30	図書購入（押印）	—	— ・電子決裁による対応を検討（独法）
31	講堂放送設備使用申込書	—	— ・職員からデータによる提出を可能としている（押印不要）
32	国家公務員有料宿舎の金額表（押印、現物）	—	— ・電子ファイルのメールによる提出（予定）（独法）
33	国家公務員有料宿舎の貸与・退去届（押印、現物）	国家公務員宿舎法令に規定されているものではない。「宿舎貸与申請書」は「宿舎の貸与に関する取扱いについて」通達に定められている様式に押印不要とされている。「宿舎退去届・自動車の保管場所使用廃止届」は宿舎の貸与に関する取扱いについて」通達に基づき定められている様式に押印の欄があるが省略可能となるよう検討する。	財務省 ・電子ファイルのメールによる提出（予定）（独法）
34	国家公務員有料宿舎の過誤納金に関する届（押印、現物）	国家公務員宿舎法令に規定されているものではない。	財務省 ・電子ファイルのメールによる提出（予定）。（独法）
35	国家公務員有料宿舎の単身赴任届（現物）	国家公務員宿舎法令に規定されているものではない。	財務省 ・電子ファイルのメールによる提出（予定）。（独法）
36	宿舎入居希望調書（押印）・宿舎入替希望調書（押印）・再入居申請書（押印）	国家公務員宿舎法令に規定されているものではない。	財務省 ・押印、書面提出が難しい場合はメールでの提出を認めている。 電子での提出でも支障はないと考えられることから、今後はメールでの提出とする予定である。



整理 番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
37	計算証明規則による会計検査院への合計残高試算表等の提出（押印）	計算証明規則に基づき独立行政法人が提出する合計残高試算表の記載内容については、同規則で規定しているものではない(同規則では、会計検査院への提出に当たっての押印についても規定していない。)。なお、当該合計残高試算表は、独立行政法人等の内部規程等で定めているものであり、これの提出を受けているところ。	会計検査院	・公印取扱規程に基づき公印省略にて内部決裁を得た上で提出している（独法）
38	内部会計監査（対面）	—	—	組織内部の会計監査について、対面での業務が困難な事情が生じた場合に備えて、書面調査をメインとし、必要に応じて質問事項の送付、電話でのヒアリングなどの手法による会計監査の手法を検討する。

各府省における内部手続の見直し事例<人事関係>

整理番号	手続名	制度官庁の見解	各府省における内部手続の見直し事例
1	出勤簿（押印）	出勤簿については従来より必ずしも押印が必要なものではなかったが、その趣旨を明らかにするため、平成31年給実甲第1253号により職員が定時までに出勤したことを証するために必要な記録を適宜の方法で自ら行うものとしたところ。したがって、押印に代わる適切な方法により、押印を不要とすることは可能。	人事院 ・内閣人事局が構築している勤務管理時間システム（仮称）に依ることを検討している。 ・既に電子化対応済み（独法）
2	休暇簿（押印）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。 （独立行政法人は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の適用対象外）	人事院 ・内閣人事局が構築している勤務時間管理システム（仮称）に依ることを検討している。 ・既に電子化対応済み（独法）
3	休暇簿（年次休暇用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
4	休暇簿（病気休暇用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
5	休暇簿（特別休暇用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
6	休暇簿（介護休暇用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
7	休暇簿（介護時間用）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
8	非常勤職員の出勤簿・休暇簿	（出勤簿） 非常勤職員の給与の取扱いは常勤職員との権衡によるものとされており、出勤簿についても、従来より必ずしも押印が必要なものではなかったが、その趣旨を明らかにするため、平成31年給実甲第1253号により職員が定時までに出勤したことを証するために必要な記録を適宜の方法で自ら行うものとしたところ。したがって、押印に代わる適切な方法により、押印を不要とすることは可能。  （休暇簿） 非常勤職員の休暇の請求等の手続については、常勤職員の例に準じて取り扱うものとされており、常勤職員の休暇簿については、平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・内閣人事局が構築している勤務時間管理システム（仮称）に依ることを検討している。
9	非常勤職員の通勤届（押印）	非常勤職員の給与の取扱いは常勤職員との権衡を考慮するものとされており、常勤職員の例に倣い、当該届出が本人の意思に基づくものであることを証明できる方法による場合には押印を省略することは可能。  独立行政法人は給与法及び人事院規則は適用されないため、人事院での回答は不可能。	人事院 ・緊急事態宣言を踏まえた暫定措置として、正式な届出（押印あり）がなくても、メール等により届出事由を庶務担当者に申し出ること、その日に届出があったものと整理し、届出遅延等の本人への不利益を回避している。 ※ ただし、後日出勤した際には届出が必要であり、正式な届出がなされ、認定されるまで手当は支給されない。 ・今後、制度官庁の見解を踏まえながら、押印を省略する方向で検討。 ・常勤職員の場合において、人事院に問い合わせたところ、「本人から提出されたことが確認できるのであれば、押印は省略しても差し支えない」と回答をもらっており、押印がなくても本人から提出されたことが確認できるため、押印を省略しても問題はないとしている。非常勤職員の場合は、常勤職員に準じて取り扱うこととしているため、常勤職員同様に、押印を省略しても問題はないとしている。 ・独自の人事・給与システムで申請。（独法）
10	勤務時間報告書（押印）	平成31年給実甲第1253号により勤務時間報告書が正確かつ適法であることを確認した旨を示すものとしたところ。したがって、押印に代わる適切な方法により、押印を不要とすることは可能。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。
11	振替等通知簿	—	— ・通知を改正し、押印を廃止。
12	代休日指定簿	平成31年改正により「本人印」を「本人の確認」としており、法令上は押印不要となっている。	人事院 ・通知を改正し、押印を廃止。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
13	代休指定	—	—	イントラネット上で処理が完結できることを可能にしている。
14	週休日の振替手続	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
15	超過勤務等命令簿	昭和28給実甲65により、各庁の長又はその委任を受けた者の押印は必要であり、省略は不可（各庁の長又はその委任を受けた者以外の者の押印は不要）	人事院	各庁の長又はその委任を受けた者以外の者の押印については、通知を改正し、押印を廃止
16	超過代休時間指定簿	平成31年改正により「本人印」を「本人の確認」としており、法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。 ・イントラネット上で処理が完結できることを可能にしている。
17	特別時間外勤務命令届出書（押印、現物）	—	—	・内容確認した証憑を残すため、指定の様式にてメール送付。（独法）
18	外勤命令簿	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
19	欠勤届（押印）	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
20	病気休職者の診断書・承諾書の受け渡し（現物、押印）	・同意の様式については特段定められておらず、本人の同意の意思を明確に確認する必要はあるが、その方法として、根拠規定上押印を義務としているものではない。 同意を徴することは、不利益性がないことを担保するものであることから、職員本人から当該同意がなされた（提出された）ものであれば郵送等による提出も可能と解する。  ・分限手続きにおいて、診断結果に基づくこととなっているものの、原本でなければならないと規定されているものではなく、診断の内容が把握でき、当該診断内容により任命権者の判断に支障がないのであれば、原本によることも、写しによることも可能と考える。そのため、郵送等による提出も可能と解する。	人事院	・紙原本を後日提出として、診断書の画像データや押印なしの同意書を仮で提出することも可能としている。 ・郵送による提出も可としている。 ・勤怠管理システムにて、医師の診断書を添付して管理者に申請し、承認を受ける。（独法）
21	ボランティア活動計画書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	—
22	自己啓発等休業承認請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・内部通知を改正し、押印を廃止。
23	配偶者同行休業請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・内部通知を改正し、押印を廃止。
24	研究休職に係る、大学側からの依頼文書及び各省側からの回答	—	—	・当事者双方合意の上の様式で行われていることから、相手方の了承を得た上で押印を廃止予定。
25	フレックスタイムの申告・割振簿（押印）	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院	・申告・割振簿については、押印を求めない様式を措置済。 ・押印を不要とし、メールによる提出等を可能とする見直しを行っている。 ・イントラネット上での申告・割振りを可能にしている。 ・既に電子化対応済み。（独法）
26	勤務時間の特例割振り願	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
27	勤務時間変更願	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
28	申告割振り簿	平成31年改正により「本人印」等を「本人の確認」等としており、法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
29	勤務時間変更管理簿（月分）	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
30	勤務時間変更管理簿（朝型勤務用）	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
31	状況届	従来より法令上は押印は不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
32	状況変更届	従来より法令上は押印は不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
33	勤務シフト届出・出勤予定表届出	—	—	・各部署で取りまとめし、所属長等をccに入れた上でメールにて人事担当課に提出した場合、押印省略。（独法）
34	テレワーク勤務時の申請等	—	—	・個々の職員の申請の有無にかかわらず所属長等において職員に対してテレワーク勤務を命ずる場合にあっては、当面の間、様式による職員からの申請等を不要とすることとした。 ・内部規程の改正により、押印を不要とし、電子申請とする。 ・所属長による承認印を省略可とする様式を措置済。
35	育児休業等の申請書（押印）	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・押印を不要とし、メールによる提出を可能とする見直しを実施予定。 ・従前から押印不要としている。（独法）
36	育児休業承認請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・内部通知を改正し、押印を廃止。 ・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
37	育児休業等計画書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	—
38	養育状況変更届	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
39	育児短時間勤務承認請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	—
40	育児時間承認請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
41	要介護者の状態等申出書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	—
42	長期介護休暇申請書	—	—	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
43	短期介護休暇申請書	—	—	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
44	早出遅出勤請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
45	早出遅出勤の請求に係る公務の運営の支障の有無についての通知	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
46	早出遅出勤期間中について公務の運営の支障が生じたことについての通知	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
47	障害の特性等に応じた早出遅出勤申請書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
48	障害の特性等に応じた早出遅出勤通知書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
49	障害の特性等に応じた早出遅出勤変更通知書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
50	障害の特性等に応じた早出遅出勤取消通知書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
51	障害の特性等に応じた早出遅出勤に係る状況変更届	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・通知を改正し、押印を廃止。
52	修学等のための早出遅出勤通知書等（押印）	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・内部通知を改正し、押印を廃止予定。
53	深夜勤務制限請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
54	超過勤務制限請求書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
55	修学状況変更届	—	—	・通知を改正し、押印を廃止。
56	妊娠における職務専念義務の免除承認願	人事院規則10—7第5条に定められた健康診査等に伴う職務専念義務の免除のことを指しているものと考えられるが、法令上、この請求及び承認の手続については休暇の例によるものとしており様式は定めていない。また、休暇簿は、「本人印」等を「本人の確認」等としているため、法令上は押印不要となっている。	人事院	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
57	休憩時間変更事由申出書	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・今後、勤怠管理システムの導入を検討している。
58	休憩時間変更事由届	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。
59	出生予定届	—	—	・内部規定の改正により押印の省略及び押印後の書面の提出のとりやめ。 ・電子ファイルで提出されている。
60	各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当）に関する届出	人給システムにより届出を行った場合（職員から提出された文書等に基づき人事給与担当者が人給システムに入力を行った場合を含む。）には押印は不要であるほか、当該届出が本人の意思に基づくものであることを証明できる方法による場合には押印を省略することは可能。	人事院	・人給システムの届出申請機能を用いている。 ・添付書類について、根拠を持たない押印の廃止及び書面での提出を電子媒体でも認めることとした。 ・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。 ・電子申請・決裁を導入済み。（独法）
61	住所等届/住所等変更届 ※職員が採用・転居の際の人事課への届出通勤手当。住居手当に係る手続のために提出するものとは別	—	—	・① 規程・様式を改訂し、押印及び書面の提出を不要とする又は ② 手続そのものを廃止職員が採用・転居の際の人事課への届出を検討。
62	通勤確認書	—	—	・内部通知を改正し、押印を廃止予定。
63	通勤手当の事後確認における運転免許証確認報告書	—	—	・内部通知を改正し、様式を廃止予定。
64	運賃変更届	—	—	・内部通知を改正し、様式を廃止予定。
65	国庫金振込請求書及び国家公務員給与振込明細書の部局内での確認作業（押印）	—	—	電子的手段により、予算係長による書面での確認・押印を不要とする。
66	税金の控除（扶養、保険料、配偶者、住宅借入金）に関する申告（押印）	年末調整手続における各種控除申告書には、国税通則法124条により押印を求めるとなっている。ただし、所得税法第198条第2項により所轄税務署長に承認を受けた上で電子的に提出することが可能となっており、その場合は所得税法第198条第4項及び所得税施行規則第76条の2第2項により、押印は不要である。	財務省	・郵送等にて提出することも可能としている。押印省略については、国税庁が年末調整手続の電子化（「年調ソフト」）を進めており、同手続等に依ることを検討している。 ・保険料、配偶者の控除申告書は、電子提出により押印省略している。 ・現在、所得税法に定められている電磁的提出を検討しており、右実施により書式への押印は廃止する見込み。 ・電子化済み。（独法）
67	非常勤職員の勤労手当に相当する給与査定書（押印）	—	—	・メールによるデータ送付が可能となるよう、押印を省略。
68	勤労手当上位区分調書（押印）	—	—	・メールによるデータ送付が可能となるよう、押印を省略。
69	退職手当計算書	—	—	慣行で行われていることから、押印を廃止予定
70	諸手当の届出内容を確認するために提出を求めている書類のうち、職員が押印を行うもの（申立書、定期券の領収書、ETCICカード利用履歴の写し、回数券の写し等への署名押印）	—	—	・慣行で行われていることから、押印を廃止予定。
71	特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿	昭和37年給実甲197により、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿については、押印は不要	人事院	・書面の簡素化を予定（現在は特殊勤務を行った日ごとに押印しているところ、当該手当は月単位の支給であることから月回の押印に簡素化）。
72	管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿	平成3年給実甲688により、管理職員特別勤務実績簿については、各庁の長又はその委任を受けた者の押印は必要であり、省略は不可（各庁の長又はその委任を受けた者以外の者の押印は不要）。管理職員特別勤務手当整理簿については、押印は不要。	人事院	・慣行で行われていることから、押印を廃止予定（当該勤務の確認者（勤務時間管理員等）の氏名を記入する様式に変更）。
73	管理職員特別勤務手当整理簿（押印）	平成3年給実甲688により、管理職員特別勤務手当整理簿については、押印は不要。	人事院	
74	職員の給与の口座振込申出書（押印）	昭和28年給実甲第65号で示しているものは参考様式であり、押印省略は可能。また、人給システムを用いる場合は押印は不要。	人事院	・人給システムの届出申請機能を用いているため押印を求めている。ただし、部局によって、従前から紙で対応しているところもあるため、原則として、紙原本は後日提出することとし、メールでの仮提出を認め手続を迅速に進めるといった臨時的措置、あるいは人給申請に切り替えることにて対処している。 ・郵送等による送付対応（見直し済）。押印の省略については今後見直し予定。 ・電子化済み。（独法）
75	改姓届	—	—	・①規程・様式を改訂し、押印及び書面の提出を不要とする又は、②給与や共済などから情報を展開してもらえば足りるので、手続きそのものを廃止。
76	旧姓使用申出書/旧姓使用中申出書	—	—	・内部規定を改正し、押印の省略及び押印後の書面の提出のとりやめ。 ・訓令改正が必要であるため、現在、押印の省略化に向けて検討中。 ・押印を不要とし、申出・中止に必要な書類を全て電子で提出するものとした。
77	旧姓使用通知書/旧姓使用中通知書	—	—	・公印の押印省略及び申し出者に対する書面の交付のとりやめ（電子媒体を交付）。
78	指導区分通知書関係	従来より法令上は押印不要となっている。	人事院	・指導区分通知等の紙媒体の書類は、パスワードを設定した上で電子媒体での送付は可能であることから、部局長あての要事後措置通知書については、電子メールの送付に切り替えている。今後、以下の事案についても、電子メールへの切替えを検討する。 ・診療所から送付される指導区分決定等について、書面ではなく電子メールによる提出を認める。 ・本人あての指導区分決定通知書等について、書面ではなく電子メールによる提出を認める。
79	身分事項変更に関する届出（婚姻、本籍地変更、改姓、配偶者日本国籍取得届、配偶者現国籍離脱届、配偶者日本国籍取得届、配偶者外国籍取得届、離婚届、出生届家族死亡届、入学届、卒業届、退学届、養子縁組届）	—	—	所属長、申請者本人の押印省略できるかを今後検討する。（府省独自の電子申請システムにおける届出を検討）
80	身上申告書の提出	—	—	・押印を不要としメールによる提出を可能とする見直しを行っている。
81	幹部職員への人事関係資料配付（例：内示資料）	—	—	・幹部職員に紙ベースで配付していたものをオンライン配付（メール配付）に順次変更。（独法）
82	人事異動通知書の交付	根拠規定上、郵送等の手段を禁止しているものではなく、郵送等による交付も可能である。	人事院	・（病休や育休の方等については）本人の希望により郵送でも対応している。



整理番号	手続名	制度官庁の見解	各府省における内部手続の見直し事例
83	宣誓書	内閣官房で定める、職員の服務の宣誓に関する政令（昭和四十一年政令第十四号）の様式上、押印は必要とされていない。	国家公務員法（昭和四十一年政令第十四号）に基づき、署名のみで対応できるか検討。
84	欠格事項非該当宣誓書（押印）	外務公務員法に押印が規定されているものではない。	署名のみで対応できるか検討
85	人事記録履歴補正願	—	・通知を改正し、押印を廃止予定。 ・押印を不要とし、申出に必要な書類を全て電子で提出するものとした。
86	兼業申請の許可（局長印押印）	国家公務員法第104条に基づく兼業許可においては、令和2年1月の内閣官房令の改正により、所轄庁の長の押印を不要としている。	・押印省略可能。 ・押印は省略を今後検討する。（ただし、公文書の文書番号取得が必要なものあり）
87	基準給与簿及び就労調書	平成31年給実甲第1253号により基準給与簿の記録計算が正確かつ適法であることを確認した旨を示すものとしたところ。したがって、押印に代わる適切な方法により、押印を不要とすることは可能。なお、現時点では、給与簿に誤記した場合の訂正については押印を求めているところ。いずれの場合も、人給システムを用いる場合は押印は不要。 （注）就労調書は所管外。	・担当者の押印を不要とする措置を講じた。
88	任期付職員の労働条件通知書及び同意書並びに誓約書	—	・押印（公印）の省略もしくは電子印の利用を検討。（独法）
89	人事関係の内申決裁の人事課・秘書課提出（現物）	—	・人事異動の上申は、公印省略（メールでの提出）を可としている。 ・過去、人事異動・昇格等の秘書課への上申については、各部局において紙決裁を行い秘書課へ対面で手渡していたところ、電子決裁の推進に伴い、各局から秘書課へ電子決裁終了後の起案用紙（いわゆる決裁鑑）と関連資料をメールで提出することにより、上申があったものと取り扱う等の見直しを行っている。 ・事前提出の必要がある採用・任期更新等の同意書については、暫定的にメール等で任期更新等に同意する旨を記載してもらうことにより本人の意思表示があったものとして取り扱っている。なお、本人が出動した際には同意書原本の提出を求めている。
90	非常勤職員の採用等関係にかかる本人提出書類（押印・書面）	—	・押印の廃止、書面提出を電子化に検討予定。
91	辞令交付式	—	・辞令交付式の対象者を幹部職員に限定。人事担当者や異動対象者も、当日に在宅勤務が可能となるよう取組。
92	インターンシップに係る大学等と覚書の締結及び実習生と交わす誓約書	—	・通知の改正を行うことで押印を廃止予定。
93	有識者委員の指名に係る承諾書の廃止	—	・直筆署名及び押印をお願いしていた承諾書について、慣例で有識者から提出してもらっていたので、直筆署名、押印による承諾書を廃止した。
94	幹部候補育成課程の対象者の選定	交付方法については各府省の実施規程によることとされており、各府省独自の判断で対応可能。	・紙媒体ではなく電子媒体を交付。
95	行政事務研修員の受講に係る地方公共団体からの申請手続き	—	・地方公共団体の判断で押印の省略は可能とする予定。
96	内閣総理大臣賞状の交付申請（文書受付）	—	・公印省略であれば電子での対応可能 【見直しの内容】 公印を押印してくる場合は、申請書類を持参、あるいは投げ込み・郵送で送付、電子で書類を提出し、公文のみ郵送等。 公印省略の場合は、電子で提出、郵送等。
97	内閣総理大臣賞状の交付申請に係る実績報告書	—	・公印省略であれば電子での対応可能 【見直しの内容】 公印を押印してくる場合は、申請書類を持参、あるいは投げ込み・郵送で送付、電子で書類を提出し、公文のみ郵送等。 公印省略の場合は、電子で提出、郵送等。
98	利害関係者との飲食届出書（押印）	様式は各府省において定められるものであり、各府省独自の判断で対応可能。	・様式中の押印箇所を削除し、電子データのみでのやり取りを可能とする対応を予定
99	講演等に対する報酬受領承認申請書（押印）	様式は各府省において定められるものであり、各府省独自の判断で対応可能。	・様式中の押印箇所を削除し、電子データのみでのやり取りを可能とする対応を予定
100	禁止行為等に係る相談照会書（押印）	—	・様式中の押印箇所を削除し、電子データのみでのやり取りを可能とする対応を予定
101	政策参与等任免の上申（書面）	—	・予定原稿を電子的に提出してもらい、手続を行う。原本は後日郵送等にて提出してもらう。
102	4月人事に関するヒアリング（対面）	—	・オンラインでのヒアリングを検討中。
103	定員要求に関するヒアリング（対面）	—	・部局に必要な資料を電子的に提出してもらい、メール等オンライン・電話で必要情報を収集。
104	勤労手当の成績区分決定に関するヒアリング（対面）	—	・部局に必要な資料を電子的に提出してもらい、メール等オンライン・電話で必要情報を収集。
105	早期退職の募集	早期退職の募集及び申請については従来より押印について法令上の規定はなく、電子的な手続きが可能である。	・電子掲示板上で募集をし、電子ファイルで申請書を提出させている。
106	職員の割愛（書面） （地方自治体等の他機関との交流人事に際し当該機関との間で職員の異動を行うことを確認する文書（人事課長名））	—	・公文を電子的に提出。

各府省における内部手続の見直し事例<庶務関係>

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
1	海外渡航の承認（押印）	各府省等共通の様式等は定めていないため、各府省等の判断で押印を省略することは可能。	内閣人事局	・イントラネット上で処理が完結できることを可能にしている ・過去、海外渡航の承認申請書は本人の押印を必要としていたところ、押印を不要とし、メールによる提出を可能とする見直しを行っている
2	在職証明発行願	—	—	・様式を改訂し、押印を不要とした。
3	児童手当の申請書・請求書、現況届（押印）	押印の欄があるが、記入押印に代えて、署名とすることも可	内閣府	・児童手当制度の所管である内閣府の省令『児童手当法施行規則』において定められている様式に、押印の欄があるが、記入押印に代えて、署名することができるとされていることから、児童当事務取扱要領を改正（記名押印に代えて、署名することができる。）した。
4	短期給付関係の申請書・請求書（押印）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・必ずしも押印を要しないものについて検討予定。
5	在外短期給付（家族、高額を含む）（原本、押印）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・押印の廃止は可能。
6	共済貸付金を臨時に弁済するとき申出（貸付金臨時弁済申出書）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・財務省が定めた各省統一の準則であるが、当該申出書様式については、各省独自に定めていることから、押印省略等の簡素化について検討する。
7	出産証明（国共済関係）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	職員からの提出が必要な出産証明について、携帯電話により撮影した写真のメール送付により手続を完了させ（受領時にウィルスチェックを実行）、後日原本の提出により対応した。（独法）
8	財形住宅資金の借入れするときの申込（財形住宅資金貸付申込書）	—	—	・金銭貸借契約上において、住宅資金の借入申込を書面による本人の署名及び押印により真正に成立させる必要があるが、押印省略等の簡素化について検討する
9	身分証明書再発行申請書	—	—	・押印の省略及び押印後の書面の提出のとりやめ。
10	身分証明書発行申請書、身分証明書記載事項変更申請書及び身分証明書再発行願 【手続の内容】 職員がマイナンバーカードを利用した身分証明書の発行、記載事項変更又は紛失等による再発行を人事課に依頼する際の様式	—	—	・押印の省略及び押印後の書面の提出のとりやめ。
11	紙の身分証明書の交付・返却（現物）	—	—	・受付日を週1日に限定して、作業を実施している。 ・所内イントラネット等で交付対象者本人の在職が確認できる場合は、申請者印及び所属長等承認印を省略可としている。（独法）
12	査察官身分証の受領証（押印・対面・書面）	—	—	・受領証自体を廃止
13	駐輪・駐車の申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
14	建物の入館申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
15	非常勤職員用 入館許可証の発行・設定に関する申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
16	福利厚生事業	—	—	・法令の規定に基づかず当庁独自で行っている福利厚生事業（※）における手続について、押印原則及び書類提出方法の見直しを検討。 ※シッター制度、深夜勤務宿泊助成制度、各種助成制度等
17	個人型確定拠出年金の事業主証明書を発行する際に提出を求める「基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する同意書」（押印）	「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書」及び「基礎年金番号等の提供に関する同意書」については、法令上署名・押印を求めているが、任意の様式と思われるため必要性を精査の上見直しを検討。 ただし、「基礎年金番号等の提供に関する同意書」については、提出先の関係団体等と調整が必要。	厚生労働省	・本人の署名と押印を求めているが、任意の様式と思われるため必要性を精査の上見直しを検討。
18	療養費請求書（家族を含む）（原本、押印）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・押印の廃止は可能。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
19	高額療養費請求書（原本、押印）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出とすることは可能。
20	限度額適用認定申請書（原本、押印）	様式等は定められていないため、手続きに責任をもつ共済組合で対応を検討いただくよう事務連絡を发出済。	財務省	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出とすることは可能。
21	ICレコーダー及びデジタルカメラの貸出状況の報告 【手続の内容】 内部規定では、ICレコーダー及びデジタルカメラを所有する課室は、他課室への貸出状況を記録し、定期的に課室情報セキュリティ責任者に報告することとされているが、毎年度末、貸出状況を記録した台帳（貸出台帳）を官房総務課長に報告する際、当該規定には記載されていないものの、貸出台帳に官房総務課長が押印していた（官房総務課長が押印していたのは、貸出状況を官房総務課が確認したことを証明するため。）。	—	—	・押印を廃止 【見直しの方法】 内部規定に基づかずに行っていたものであり、また、官房総務課長が報告を受けた貸出台帳の内容確認のため押印をしていたに過ぎないので、今後は押印しないこととし、また、現在は押印する関係で紙媒体の貸出台帳を官房総務課長に報告していたが、今後は電子決裁を起案して承認を得る。
22	支給外端末の利用申請（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請を可能とした。
23	組織支給以外の端末の利用について（押印）	—	—	・新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と承認者、許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。（独法）
24	貸出端末・貸出記録媒体利用許可申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請を可能とした。
25	備品等の管理換協議書及び引渡通知書に対する押印	—	—	・書面作成時に必要な物品管理官及び分任物品管理官の公印について、決裁取得時に押印省略についても承認してもらうことで、押印を省略し、かつ、電子メール上でやり取りする。
26	公用携帯電話の貸出（押印）	—	—	・押印省略した上で、電子化。 【見直しの方法】 用度係に対して電子上で提出させた申請書を、会計室長に転送し、内容に不備がない（必要性が認められる）場合には、その旨連絡してもらうこととする。
27	業務用携帯電話貸出申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
28	公用iPad借用申請書（原本、課内決裁）	—	—	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で可とする。
29	公用iPadアプリインストールメモ決裁（原本、課内決裁）	—	—	・原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で可とする。
30	インマルサット装置借用書の提出（原本）	—	—	・原本提出を廃止し、メールでの提出で可とする。
31	テレビ会議システム利用申請（原本、押印またはサイン）	—	—	・従来紙媒体での申請であったが、統一書式によるメールでの申請を認める。メール書式については作成中。
32	電話会議機器借用申請（原本、押印またはサイン）	—	—	・従来紙媒体での申請であったが、統一書式によるメールでの申請を認める。メール書式については作成中。
33	プロジェクター借用申請（原本、押印またはサイン）	—	—	・従来紙媒体での申請であったが、統一書式によるメールでの申請を認める。メール書式については作成中。
34	USB周辺機器借用申請（原本、押印またはサイン）	—	—	・従来紙媒体での申請であったが、統一書式によるメールでの申請を認める。メール書式については作成中。
35	外部電磁的記録媒体または関連機器貸出申請（行政LAN）	—	—	・押印の廃止。
36	外部電磁的記録媒体または関連機器一時接続利用許可申請（行政LAN）	—	—	・押印の廃止。
37	モバイル端末／周辺機器の長期貸出に関する誓約書（行政LAN）	—	—	・押印の廃止。
38	貸出機器の年度末更新申請書（行政LAN）	—	—	・押印の廃止。
39	時間外空調申込書（押印）	—	—	・メールへの添付により（押印無し）で受け付け依頼中（ただし、コロナ禍での暫定措置）。（独法）
40	撮影・録音に係る許可申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
41	集中管理ファイルの閲覧及び借入 「鍵使用・集中管理ファイル借入申出書（兼返却確認書）」を作成し、①ファイルの使用者、②担当課室長、③官房総務課担当者がそれぞれ認印を押印する。	—	—	・「鍵使用・集中管理ファイル借入申出書（兼返却確認書）」から②担当課室長・③官房総務課の押印欄を削除し、②担当課室長については使用者が口頭やメールにより報告し、③官房総務課は申請書を受け取り保管しておくのみとする。（独法）
42	入居ビル休日用キーカード受領証・紛失届（押印）	—	—	・押印省略等事務手続きについて見直し・検討中。（独法）
43	機密性2情報移送・提供届出書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
44	テレワーク・リモートアクセス実施申請（書面・押印）	—	—	・提出のための申請フォームをグループウェア上に作成し、これにより申請することとした。
45	テレワーク・リモートアクセス実施結果報告（書面・押印）	—	—	・提出のための申請フォームをグループウェア上に作成し、これにより申請することとした。
46	例外措置の手続き（例外措置申請・終了報告書（書面・押印） （本来ならセキュリティポリシー上禁止されている行為を実施する際に事前に申請）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。 ・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と承認者、許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。ただし最終的に役員決裁になるため、事前の説明は省略できない（オンラインで承認を得た実績あり）。（独法）
47	障害等の発生に関する報告書・申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
48	障害等の再発防止に関する報告・申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
49	違反報告書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
50	約款による外部サービス利用申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
51	ソーシャルメディアサービスアカウント取得承認申請書（書面・押印）	—	—	・グループウェア上での申請も可能とする。
52	保有機器等の持ち出し等について（押印）	—	—	・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。貸出許可時のシスGの押印について、「新文書管理・決裁システムを利用」が考えられる。システム管理グループ決裁後の文書を原課が印刷して携行する。（独法）
53	機器等の登録及び接続の手続きについて（押印）	—	—	・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。（独法）
54	メール転送に関する取り扱いについて（押印）	—	—	・新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。システム管理グループへの作業依頼は、システム操作・代行依頼に関する手続きの操作代行依頼に移行することも可能。（なお、原則許可しておらず、手続き事例もない。）（独法）
55	標準PCソフトウェア環境について（標準外ソフトウェア利用申請書兼許可書）（押印）	—	—	・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と承認者、許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。（独法）
56	システム操作・代行依頼に関する手続きについて（押印）	—	—	・システム管理部局内の処理のため、緊急事態宣言以降、押印後回し。後日、押印版差替え。原課内での承認プロセスについて、押印に代わるものとして「新文書管理・決裁システムを利用」が考えられ、外部とシステム管理部局とのプロセスは、「Redmineの活用」が考えられる。（独法）
57	要管理対策区域の入室手続き等（押印）	—	—	・緊急事態宣言以降メールによる承認手続を実施。後日、押印版差替え。新文書管理・決裁システムを利用し、申請者と承認者、許可者の記録が決裁として残れば、押印は不要。（独法）
58	ユーザID登録削除申請書	—	—	・押印省略等事務手続きについて見直し・検討中。（独法）
59	ログインパスワード初期化依頼書	—	—	・押印省略等事務手続きについて見直し・検討中。（独法）
60	インストール依頼書	—	—	・押印省略等事務手続きについて見直し・検討中。（独法）
61	ファイル持出し許可申請（クローズドLAN）	—	—	・押印の廃止。
62	HP管理システムへのアカウント申請	—	—	・構内HP管理システムへのアカウント申請の押印を省略し、Eメールでも申請可能に変更。（独法）
63	省令・告示・訓令等の審査	—	—	・省令・告示・訓令等の審査について、原則、審査を希望する担当課からの電子ファイルによる資料提出とし、紙媒体の資料の提出は求めないこととした。
64	告示や官庁報告等の入稿	—	—	・告示や官庁報告等の入稿について、原則、電子入稿とし、国立印刷局への紙原稿の送付を不要とした。
65	各課等から官報掲載を依頼するために提出される官報掲載依頼票（押印）	—	—	・担当者、文書管理担当者及び文書管理者の押印を廃止し、官報掲載依頼票のデータに氏名を記入することで押印に代えることとする予定。
66	事務引継書への前任者・後任者の押印	—	—	・引継書への押印を省略する。
67	議事日程表の作成 【手続の内容】 翌週の委員会の開催予定を記した日程表を作成。日程案については、委員長、委員、事務総長及び総括審議官の承認を得ている	—	—	・押印を廃止。様式で定められている押印欄の廃止。（↑内部規定上は、「承認を得る」と定められているため、総長通達を改正しなくても、押印は廃止可能。ただし、課長通知は改正の必要あり）
68	講演・著述に係る申請（押印）	—	—	・押印を廃止するとともに、申請書・報告書の提出方法はメール送信でも可とする。
69	研究発表許可申請（押印）	—	—	・押印を省略し、Eメールによる申請と可能に変更。また、今後電子決裁システムへの移行を検討。（独法）
70	公印の発行・破棄の申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
71	発出公文（押印）	—	—	・発出文書の公印は、可能な限り公印省略とするように周知した。（独法）
72	公印印影・公印省略の活用（押印）	—	—	・公印印影の適用（証明書、内定通知書、在籍証明書、退職証明書、所内向けの発信文書等） ・公印省略（協定書）（独法）
73	文書管理システムの使用申請（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
74	公用車運行管理（押印）	—	—	・電子決裁による対応を検討。（独法）
75	供花弔電伺い（押印、現物）	—	—	・メールフォーム又は社内ポータル業務フローの利用による押印省略を検討。（独法）
76	電子決裁の拡大（押印）	—	—	・文書管理システムによらない（いわゆる紙決裁による）こととされている一部のもの（秘文書等）を除き、大臣を含む最終決裁者まで電子決裁を実施するよう見直し。本見直しにより、従来紙決裁としていた政務三役等を最終決裁権者とする文書の決裁についても、電子決裁を実施。
77	起案・決裁（押印）	—	—	・BCP発動期間中、通常の手続が困難な場合は、電子メールにより決裁者の承認を得ることで、決裁を受けたこととしている。電子メールによる承認後、起案者は可能な限り速やかに起案文書を作成し、決裁者の押印を受けるとともに、電子メールの記録を添付し、意思決定のプロセスを残すようにしている。 今後は、出勤時・テレワーク時に関わらず、迅速かつ適正な起案・決裁手続を行えるように電子決裁システムを導入することを予定している。（独法）



整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
78	決裁関係（押印）	—	—	・決裁に関してはメールにて関係者に展開のうえ承認いただいている。 （補足） 決裁順序がなく、一斉送信のため、課内及び部内で起案する内容は十分把握した上で行う。文書管理規程に定める手続（押印）等は、基本的には後日別途作成整理する。ウイルス等による情報流出の危険性もあるため、取り扱いには十分注意し、送る範囲も極力最小限のものに留意し運用。 書等の起案や決裁は、ポータルのスプレッドシートを活用し、決裁シートを関係者に共有、資料等についてはメールもしくはドライブを活用した関係者への送付を行い承認を頂いている。出勤時に押印していただいているため、省略にはなっていない。（独法）
79	決裁関係（押印）	—	—	・立案決裁の電子化（現在紙に押印して回覧している立案を電子化予定。なお、オフィス外部からもアクセス可能）東京都で緊急事態宣言発令中に限り、立案（紙）原本を後日回覧する前提で、メールでの承認を認め、手続を迅速に進めるといった臨時措置を行っている。（独法）
80	決裁関係（押印）	—	—	・後日、改めて押印による決裁を行う前提で、メール本文に決裁を求める内容を記載するとともに、決裁文書（案）を添付ファイルで送付の上、メールでの決裁を行っている。（独法）
81	決裁関係（押印）	—	—	・紙で回付し、承認者および決裁者の押印を必要としていた原議書（決裁文書）および旅行命令書兼旅費申請書の決裁をメールで回付することとした。決裁は、承認者と合議者に同時にメール送信し、指摘事項を当該文書に反映したのち、決裁者へ承認者から承認を得ていることがわかるメール文書を添えて回付することとした。ファイリングは出勤時に行い、決裁がメールで行われたことを決裁文書の決裁欄付近にメモ書きをすることとした。（独法）
82	法人文書管理システムアクセス権付与申請書（職員以外用）（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
83	公印の電子印影表示届（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
84	自動車運行に係る事故報告書、運行指示書（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
85	自家用自動車許可申請（押印）	—	—	・押印を省略し、Eメールによる申請と可能に変更。また、今後電子決裁システムへの移行を検討。（独法）
86	コンプライアンス個別事案報告書（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
87	監事監査報告書等に関する対処方針・対応措置（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
88	消防計画に基づく自主検査表（押印）	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
89	その他情報システム利用に関連する申請様式	—	—	・押印省略等事務手続について見直し・検討中。（独法）
90	押印を求めている書類の見直し	—	—	・当省で実施している事業において、押印を求めている書類について、押印の必要性を検討し検討の結果、不要と判断されたものから、順次所要の見直しを行うとともに、検討中のものについても、速やかに結論を出すべく作業中。
91	書類手続きのオンライン化	—	—	・安全保障輸出管理の手続きの電子化、部内決裁、雇用契約書、在留資格等（独法）
92	他省庁からの調査依頼に対する回答書の提出に係る決裁権者による決裁	—	—	・電子メール上で決裁を得る。
93	本局への各種件数報告のための課内確認（下請課）	—	—	・書面による回覧及び押印の取りやめ。 【見直しの方法】 グループウェアを活用して課内をメンバーとする専用スレッドを作成し、そこに毎月の報告値を記載することにより、書面による回覧及び押印を省略したい。
94	業務関係書類の課内回覧	—	—	・書面による回覧を省略する。 【見直しの方法】 グループウェアを活用して支所長及び審査課をメンバーとする専用スレッドを作成し、そこに掲示することによって共有することとする。
95	外部に発出する通知書（案）の確認 【手続の内容】 外部に発出する通知書（案）を書面にて審査課内に回覧することにより、記載内容に不備等がないか確認する。	—	—	・書面による回覧を省略する。 【見直しの方法】 当該記載内容の確認は、当該確認と並行して行う電子決裁時の確認と重複するものであるため、今後は電子決裁時の確認のみとする。
96	登記情報システム等情報セキュリティ及び運用管理規程に基づく許可手続（押印）	—	—	・次回改定の際に見直し予定。
97	内部監査実施要領に基づく様式（内部監査結果確認書）内の署名	—	—	・電子決裁化により、署名の廃止。順次要領の改正を進める。
98	予防処置管理要領に基づく様式（予防処置報告書）内の押印	—	—	・電子決裁化により、署名の廃止。順次要領の改正を進める。
99	要改善事項及び是正処置管理要領に基づく様式（要改善事項管理報告書、是正処置報告書）内の押印	—	—	・電子決裁化により、押印の廃止。順次要領の改正を進める。要改善事項管理報告書については、試行を開始済み。
100	輸出管理チェックリスト	—	—	・押印の廃止。

整理番号	手続名	制度官庁の見解		各府省における内部手続の見直し事例
101	安全研究等に関する技術文書の査読	—	—	・ 押印の廃止。
102	臨時行囊発送依頼書の提出（原本）	—	—	・ 原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で検討中。
103	封緘具取付作業依頼書の提出（原本）	—	—	・ 原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で検討中。
104	クーリエ証明書作成依頼書の提出（原本）	—	—	・ 原本提出、押印を廃止し、メールでの提出で検討中。
105	公益法人等に対する会費支出承認申請（押印）	—	—	・ 押印を省略し、Eメールによる申請と可能に変更。また、今後電子決裁システムへの移行を検討。（独法）
106	他省庁主催研修に係る回答書（押印）	—	—	・ 回答先省庁へ確認の上、書面提出及び押印を廃止。
107	各種連絡会議の開催（対面）	—	—	・ 旅費業務効率化推進タスクフォースは一部会議を書面開催に切り替えを検討。
108	教育訓練項目免除判定及び記録交付用紙への記入等(押印・対面・書面)	—	—	・ 押印の廃止
109	教育訓練項目履修完了記録交付用紙への記入等(押印・書面)	—	—	・ 署名の廃止
110	研修所一時的立入り許可申請書(押印・書面)	—	—	・ 電子決裁化を検討

## 押印についてのQ &amp; A

令和2年6月19日  
内閣府  
法務省  
経済産業省

**問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。**

- ・ 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

**問2. 押印に関する民事訴訟法のルールは、どのようなものか。**

- ・ 民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したものとして証拠（書証）になるためには、その文書の作成者とされている人（作成名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われる。民事裁判上、真正に成立した文書は、その中に作成名義人の認識等が示されているという意味での証拠力（これを「形式的証拠力」という。）が認められる。
- ・ 民訴法第228条第4項には、「私文書は、本人〔中略〕の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定がある。この規定により、契約書等の私文書の中に、本人の押印（本人の意思に基づく押印と解釈されている。）があれば、その私文書は、本人が作成したものであることが推定される。
- ・ この民訴法第228条第4項の規定の内容を簡単に言い換えれば、裁判所は、ある人が自分の押印をした文書は、特に疑わしい事情がない限り、真正に成立したものとして、証拠に使うてよいという意味である。そのため、文書の真正が裁判上争いとなった場合でも、本人による押印があれば、証明の負担が軽減されることになる。

- ・ もっとも、この規定は、文書の真正な成立を推定するに過ぎない。その文書が事実の証明にどこまで役立つのか（＝作成名義人によってその文書に示された内容が信用できるものであるか）といった中身の問題（これを「実質的証拠力」という。）は、別の問題であり、民訴法第 228 条第 4 項は、実質的証拠力については何も規定していない。
- ・ なお、文書に押印があるかないかにかかわらず、民事訴訟において、故意又は重過失により真実に反して文書の成立を争ったときは、過料に処せられる（民訴法第 230 条第 1 項）。

問 3. 本人による押印がなければ、民訴法第 228 条第 4 項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか。

- ・ 本人による押印の効果として、文書の真正な成立が推定される（問 2 参照）。
- ・ そもそも、文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的に問題とならない。また、相手方がこれを争い、押印による民訴法第 228 条第 4 項の推定が及ばない場合でも、文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり（問 6 参照）、本人による押印がなければ立証できないものではない。
- ・ 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である（問 4、5 参照）。
- ・ このように、形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

問4. 文書の成立の真正が裁判上争われた場合において、文書に押印がありさえすれば、民訴法第228条第4項が適用され、証明の負担は軽減されることになるのか。

- ・ 押印のある文書について、相手方がその成立の真正を争った場合は、通常、その押印が本人の意思に基づいて行われたという事実を証明することになる。
- ・ そして、成立の真正に争いのある文書について、印影と作成名義人の印章が一致することが立証されれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定され、更に、民訴法第228条第4項によりその印影に係る私文書は作成名義人の意思に基づき作成されたことが推定されるとする判例（最判昭39・5・12民集18巻4号597頁）がある。これを「二段の推定」と呼ぶ。
- ・ この二段の推定により証明の負担が軽減される程度は、次に述べるとおり、限定的である。
  - ① 推定である以上、印章の盗用や冒用などにより他人がその印章を利用した可能性があるなどの反証が相手方からなされた場合には、その推定は破られ得る。
  - ② 印影と作成名義人の印章が一致することの立証は、実印である場合には印鑑証明書を得ることにより一定程度容易であるが、いわゆる認印の場合には事実上困難が生じ得ると考えられる（問5参照）。
- ・ なお、次に述べる点は、文書の成立の真正が証明された後の話であり、形式的証拠力の話ではないが、契約書を始めとする法律行為が記載された文書については、文書の成立の真正が認められれば、その文書に記載された法律行為の存在や内容（例えば契約の成立や内容）は認められやすい。他方、請求書、納品書、検収書等の法律行為が記載されていない文書については、文書の成立の真正が認められても、その文書が示す事実の基礎となる法律行為の存在や内容（例えば、請求書記載の請求額の基礎となった売買契約の成立や内容）については、その文書から直接に認められるわけではない。このように、仮に文書に押印があることにより文書の成立の真正についての証明の負担が軽減されたとしても、そのことの裁判上の意義は、文書の性質や立証命題との関係によっても異なり得ることに留意する必要がある。

問5. 認印や企業の角印についても、実印と同様、「二段の推定」により、文書の成立の真正について証明の負担が軽減されるのか。

- ・ 「二段の推定」は、印鑑登録されている実印のみではなく認印にも適用され得る（最判昭和50・6・12裁判集民115号95頁）。
- ・ 文書への押印を相手方から得る時に、その印影に係る印鑑証明書を得ていれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することは容易であるといえる。
- ・ また、押印されたものが実印であれば、押印時に印鑑証明書を得ていなくても、その他の手段により事後的に印鑑証明書を入手すれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することができる。ただし、印鑑証明書は通常相手方のみが取得できるため、紛争に至ってからの入手は容易ではないと考えられる。
- ・ 他方、押印されたものが実印でない（いわゆる認印である）場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なのかを考えてみることに有意義であると考えられる。
- ・ なお、3Dプリンター等の技術の進歩で、印章の模倣がより容易であるとの指摘もある。

問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

- ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。
  - ① 継続的な取引関係がある場合
    - 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。）
  - ② 新規に取引関係に入る場合
    - 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根

- 拠資料としての運転免許証など)の記録・保存
- 本人確認情報の入手過程(郵送受付やメールでのPDF送付)の記録・保存
  - 文書や契約の成立過程(メールやSNS上のやり取り)の保存
- ③ 電子署名や電子認証サービスの活用(利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。)
- ・ 上記①、②については、文書の成立の真正が争われた場合であっても、例えば下記の方法により、その立証が更に容易になり得ると考えられる。また、こういった方法は技術進歩により更に多様化していくことが想定される。
    - (a) メールにより契約を締結することを事前に合意した場合の当該合意の保存
    - (b) PDFにパスワードを設定
    - (c) (b)のPDFをメールで送付する際、パスワードを携帯電話等の別経路で伝達
    - (d) 複数者宛のメール送信(担当者に加え、法務担当部長や取締役等の決裁権者を宛先に含める等)
    - (e) PDFを含む送信メール及びその送受信記録の長期保存





令和2年9月4日

就労証明書に関して押印を省略した場合又は電子的に提出した場合の

犯罪の成立についての整理

内閣府 規制改革推進室

内閣府（規制改革推進室）は、就労証明書についての有印私文書偽造・変造罪、電磁的記録不正作出罪等の成否に関して以下の検討・整理を行ったので公表する。

（ポイント）

就労証明書については、就労先事業者の押印を不要としても改ざん等すれば有印私文書偽造罪が成立し得る。罪名（「有印」）から誤解のないように注意が必要。

また、就労証明書自体を電子データによることにしても、就労時間などを改ざんすれば、電磁的記録不正作出罪が成立し得る。

**【1】押印のない就労証明書を偽造、変造（無断作成、改変）した場合について**

刑法において、

- 有印私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）は、行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合
- 有印私文書変造罪（刑法 159 条 2 項）は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合に、それぞれ成立する。

有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪における「署名」とは、一般に、自己を表彰する文字で、氏名その他の呼称を表記したものを意味すると解され

ている。判例（大審院明治 45 年 5 月 30 日判決（大審院刑事判決録 18 輯 790 頁））、裁判例（東京高裁昭和 53 年 11 月 21 日判決（判例時報 918 号 133 頁）等）においては、記名も「署名」に当たるとしたものと解されている。

例えば、事業者名が記名されている就労先事業者が作成した就労証明書を他人が無断で改変した場合、就労先事業者の押印がなくても、当該証明書が、権利、義務若しくは事実証明に関する文書に該当し、これを、行使の目的で、他人の署名を使用し、あるいは、偽造した他人の署名を使用して偽造したと認められる場合には、有印私文書偽造罪が成立し得る。また、当該証明書が、他人が署名した権利、義務又は事実証明に関する文書に該当し、これを偽造したと認められる場合には、有印私文書偽造罪が成立し得る。

（参考）

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	3 月以上 5 年以下の懲役
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

## 【2】就労証明書に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、私電磁的記録不正作出罪（刑法 161 条の 2 第 1 項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合に成立する。

また、私電磁的記録不正作出罪における「電磁的記録を不正に作った」とは、一般に、権限なく又は権限を濫用して電磁的記録を作ることと意味すると解されている。

例えば、

- (a) 書面の就労証明書を用いて就労先事業者が作成した電子データを受け取った者が、当該電子データの内容を無断で改変した場合
  - (b) 就労先事業者が無断で就労証明書の電子データを自ら作成した場合
  - (c) 就労先事業者が就労者に電子データとして交付した就労証明書の電子データについて、就労時間に係る部分を就労先事業者が無断で改変した場合
- それぞれについて、当該電子データが、人の事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録に該当し、これを、人の事務処理を誤らせる目的で、権限なく又は権限を濫用して作ったと認められる場合には、私電磁的記録不正作出罪が成立し得る。

（参考）

私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰  
金



**「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の  
抜本の見直しに向けた共同宣言  
～デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築～**

2020年7月8日

情報通信技術（IT）政策担当大臣 竹本 直一  
内閣府特命担当大臣（規制改革） 北村 誠吾  
規制改革推進会議議長 小林 喜光  
日本経済団体連合会会長 中西 宏明  
経済同友会代表幹事 櫻田 謙悟  
日本商工会議所会頭 三村 明夫  
新経済連盟代表理事 三木谷浩史

新型コロナウイルスの感染拡大には一定の歯止めがかかっているが、なお、引き続き、感染拡大の防止及び予防のため、新しい生活様式への移行が求められる状況にある。

このような状況において、新型コロナウイルスへの対応として社会全体で幅広く実践されたテレワーク、サテライトワーク等の取組を後戻りさせることなく、新しい生活様式・ビジネス様式を拡大・定着させ、社会全体のデジタル化を一気呵成に実現する必要がある。このような取組は、これから迎えるデジタル時代において、一層の生産性向上と経済活性化を図るために極めて重要なものである。

このため、社会課題として顕在化した「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識を、デジタル技術の積極活用によって社会全体で転換し、時代の要請に即した行政手続・ビジネス様式を速やかに再構築すべきである。

内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体は、上記を実現するため、緊密な連携の下、官民一丸となって、下記の取組を推進することを宣言する。

1. 行政手続の見直しについて

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大への緊急対応

四経済団体から具体的な事項として書面主義、押印原則、対面主義の廃止に向けた抜本的な見直しを求める要望があった。これらの行政手続については、各府省から法令の規定等により実施が困難な事項等を除き、概ね一定の対応を行うとの回答があったところである。これらの行政手続について、引き続きできる限りの取組を進めるとともに、これら以外の行政手続についても、各府省に対し、同様の緊急対応を行うよう求める。

(2) 制度的対応

書面主義、押印原則、対面主義を求める全ての行政手続の原則デジタル化に向けて、恒久的な制度的対応として、各府省に対し、年内に見直しの検討を行い法令・告示・通達等の改正を行うよう求める。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。また、各府省の状況について、フォローアップを行い、対応が不十分と思われる府省については、更なる対応を行うよう求める。

(3) 会計手続

会計手続について、各府省に対し、押印廃止等の優良事例を示し、書面主義、押印原則、対面主義の抜本的な見直しを求める。また、見直し結果について、年内を目途に状況のフォローアップを行い、対応が不十分と思われる府省については、さらなる対応を行うよう求める。

(4) 地方公共団体における取組

法令等所管府省に対し、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続について、上記国の対応方針に則り、緊急対応等についてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うよう求める。

総務省に対し、地方公共団体が独自に実施する手続について、上記国の対応方針を示し、国に準じた対応が実施されることが望ましい旨について、地方公共団体に対して技術的な助言を行うことを求める。

(5) デジタル・ガバメントの推進

各府省に対し、デジタル手続法及びデジタル・ガバメント実行計画に明確に規定されているデジタル三原則（「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」）を実現する責務を有していることを強く認識するよう求める。デジタル・ガバメントの強力な推進に向け、マイナンバー制度のより一層の普及・活用促進や、全ての人々がデジタル化の恩恵を受けられるようにするためのデジタルデバйд対策を講ずるとともに、民間における取組促進のための必要な環境整備を進める。

2. 民間の取引における見直しについて

(1) 民間の商慣行等の見直し

「書面、押印、対面」が商慣行・社内手続として定着しているものにつき、取引関係手続については取引先等と協調して、あるいは社内手続については各社で経営者のリーダーシップに基づいて、テレワーク推進等の観点から、押印廃止や書面の電子化を推進する。併せて電子署名等のデジタル技術を活用する必要性を確認したうえで、必要な枠組みの構築を推進する。

「郵送・FAX」の電子メール等による代替、「契約書、見積書、請求書、領収書、稟議書、出退勤管理簿等」について文書の性質や具体的状況に応じて不要とみられる押印廃止や電子化及び電子署名等の電子認証の活用、「商談、送金・振込」におけるオンラインシステムの利用拡大・定着を広く推進する。

(2) 押印についての考え方の整理

押印に関する民事基本法上の規定の意味や押印を廃止した場合の懸念点に応える整理（内閣府・法務省・経済産業省作成の「押印についてのQ&A」）に基づき、押印が必須でない旨を周知し、民間事業者による押印廃止の取組を推進する。

(3) 電子署名等の電子認証の活用の促進

押印が必要な場合においても、書面の電子化のためには電子署名等の電子認証の活用が有意義である。政府がクラウド技術を活用した電子認証サービスの電子署名法における位置づけを明確化したうえで、電子署名等の電子認証の周知、活用が図られるよう取組む。

(4) 特定分野等における規制・見直し

四経済団体から特に要望の多かった①不動産関係（重要事項説明書の書面交付等）、②金融関係（顧客と金融機関間の手続の書面・押印等）、③会社法等一般法関係等については今後も引き続き、課題の洗い出し及び解決に向けた取組を行う。

その他の分野についても、デジタル化を阻害する法令や慣行等の見直しに向け、取組を継続する。

以上

## 押印を存続する方向で検討している行政手続

(注) 本資料は、内閣府が令和2年9月24日付で行った照会に対する各府省からの回答のうち、押印の見直し方針が「存続の方向で検討中」であったものを一覧化したもの。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続させる理由
総務省	政党交付金の交付を受ける政党の届出	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印	政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源から賄われるものであり、政党交付金の交付を受ける政党は、政党交付金を適切に使用すべき責任を負うとの観点から、法人格を有する政党に限定するという特別な構成がとられている。また、形式的審査権のみを有する総務省としては、登記印の押印により交付先を判断することとしている。以上のことから、登記印の押印は、政党が分割等をした場合も含め、届出や請求の主体・内容が、真に政党交付金を受ける法人格を有する政党によるものであることを客観的に判断することの担保となっており、引き続き必要であると考えられる。
	政党交付金の交付を受ける政党の届出に係る異動届出	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	政党交付金の交付請求	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印 + 印鑑証明	
	政党の解散等の届出	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	存続政党、新設政党及び分割政党の届出	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	政党の合併に関する届出	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	政党の分割に関する届出	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	特定交付金に係る届出	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	政党交付金による支出に充てていない政党交付金等の引継の届出	政党助成法	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	電波利用料口座振替納付申出書（既設局用）	電波法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	添付書類の口座振替依頼書の押印は金融機関での照合に必要
	電波利用料口座振替納付申出書（広域使用電波用）	電波法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	電波利用料口座振替納付申出書（新設局用）	電波法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	電波利用料口座振替納付申出書（特定免許等不要局用）	電波法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	
	変更の登記（政党の代表者の変更等）（添付書面）	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律	法律に明文の根拠	登記印・登録印	各種法人の登記の手続きにおいて、代表取締役の選定等重要事項の変更を証する添付書面の真正を担保するため、その場合の押印は引き続き必要と整理されている。 政党等の代表権を有する者の変更の登記においても、代表権を有する者の変更という重要事項の変更を証する添付書面の真正を担保するため、登記官が登録印等の押印を確認しているところであり、押印は引き続き必要である。 なお、代表権を有する者の変更以外（名称、目的等）の変更における添付書面については、印鑑の種類を問わず押印を求めていたことから、廃止の方向で検討している。
その他商業登記法を準用している手続（登記の申請）	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律	法律に明文の根拠	登記印・登録印	政党等の登記の申請は政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第15条の3において準用する商業登記法の規定に基づき行われる。 商業登記は、会社等の信用維持、取引の安全と円滑を確保するため、正確な法律関係や事実を公示する必要があるため、それを実現するため、厳格な本人確認が必要である。その具体的方法として、登記の申請人に印鑑の提出を求め、書面による登記申請においては、この登記所に提出された印鑑と申請書に押された印鑑とを登記官が対照することによって、申請人の同一性を、确实かつ迅速に確認することができる。したがって、押印を廃止することは困難であると整理されている。 政党等の登記の申請においても、厳格な本人確認が必要であり、登記所に提出された印鑑と申請書に押された印鑑とを登記官が対照することによって、申請人の同一性を確認しているものであり、押印を廃止することは困難である。	



所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続させる理由
法務省	不動産登記の申請	不動産登記法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	不動産登記手続のうち、「a 登記印・登録印 + 印鑑証明」を求めている手続は、当該登記が実行された場合に登記上直接に不利益を受ける登記名義人や登記原因について第三者の承諾等が必要な場合であり、財産的価値の高い不動産の権利に関するものであることから、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。他方、それ以外の手続については、それぞれ、認印についての廃止の可否を検討することとしている。
	商業・法人登記の申請	会社法	法律に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記は、会社等の信用維持、取引の安全と円滑を確保するため、正確な法律関係や事実を公示する必要があるため、厳格な本人確認が必要である。その具体的方法として、登記の申請人に印鑑の提出を求め、書面による登記申請においては、この登記所に提出された印鑑と申請書に押された印鑑とを登記官が対照することによって、申請人の同一性を、確実かつ迅速に確認することができる。したがって、押印を廃止することは困難である。
	商業・法人登記の申請（登記印・登録印の押印根拠がある添付書類）	会社法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	代表取締役の選定等重要事項の変更を証する書面の真正を担保するため。
	債権譲渡登記等の申請	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	動産・債権譲渡登記制度は、動産・債権譲渡の対抗要件具備方法等に関する民法の特例として設けられた制度であり、民法上の対抗要件との優先劣後に影響することから、登記申請の処理が遅れることは申請人に対して重大な不利益を及ぼすことになりかねない。そのため、動産・債権譲渡登記では、登記申請を即時に処理するという要請を徹底させる必要があるため、登記義務者の登記申請の意思を確実かつ迅速に確認する必要があることから、登記義務者の押印を廃止することは困難である。
	債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	譲渡に係る動産又は債権を特定する事項を含む登記事項の全部を記載した登記事項証明書は、企業がどのような資産を保有しているか等の営業秘密・事業戦略にかかわる情報や、債務者に関する情報を含むものであるため、その交付は、当該譲渡の当事者、利害関係人又は譲渡人の使用人に限って請求することができることとされており、申請人を特定する必要性が高いことから、申請人の押印を廃止することは困難である。
	供託の申請、供託物の払渡請求	供託法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託官の審査権限は書面審査に限定されており、供託金の払渡しという国から私人への財貨の移転が伴うことから、誤りが万が一にもあってはならず、払渡請求が正当な権限を有する請求者の真正な意思に基づくものであることを確認するために必要であるため、押印を廃止することは困難である。
	動産譲渡登記等の申請	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	動産・債権譲渡登記制度は、動産・債権譲渡の対抗要件具備方法等に関する民法の特例として設けられた制度であり、民法上の対抗要件との優先劣後に影響する。このように、動産譲渡登記等の申請手続は、財産的価値の高い動産・債権の譲渡等に関するものであり、かつ、登記申請の即時処理の徹底が求められることから、厳格な本人確認を行うとともに、登記義務者の登記申請意思を確実かつ迅速に確認する必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	動産譲渡登記事項概要証明書等の交付請求	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	譲渡に係る動産又は債権を特定する事項を含む登記事項の全部を記載した登記事項証明書は、企業がどのような資産を保有しているか等の営業秘密・事業戦略にかかわる情報や、債務者に関する情報を含むものであるため、その交付は、当該譲渡の当事者、利害関係人又は譲渡人の使用人に限って請求することができることとされており、申請人を特定する必要性が高いことから、申請人の押印を廃止することは困難である。



所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続させる理由
法務省	その他の登記の申請（立木に関する登記、船舶に関する登記、工場財団その他の財団に関する登記、農業用動産抵当に関する登記、建設機械に関する登記、鉱害賠償登録に関する登記	立木ニ関スル法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 ＋ 印鑑証明	その他の登記申請手続のうち、「a 登記印・登録印 ＋ 印鑑証明」を求めている手続は、当該登記が実行された場合に登記上直接に不利益を受ける登記名義人や登記原因について第三者の承諾等が必要な場合であり、財産的価値の高い財団等の権利に関するものであることから、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。 他方、それ以外の手続については、それぞれ、認印についての廃止の可否を検討することとしている。
	印鑑の提出	商業登記法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 ＋ 印鑑証明	法人の届出印を登録するための手続であることから、厳格な本人確認が必要であるため。
	印鑑カードの交付の請求等	商業登記規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	印鑑証明書を発行する際に必要な印鑑カードを交付するための手続であることから、登記所に提出された印鑑と申請書に押された印鑑とを照合する必要があるため。
	電子証明書による証明の請求	商業登記法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請等に広く利用されている。そこで、成りすまし等による商業登記電子証明書の悪用を防止するため、電子証明書の関係手続においては、本人確認や申請権限の確認を厳格に行う必要がある。そのため、電子証明書の関係手続の申請書等については、登記所に提出した印鑑の押印を求めることで、本人確認や申請権限の確認を担保しているものであり、これを廃止することは困難である。
	電子証明書の使用の廃止の届出	商業登記法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請や民間の取引等において広く利用されている。このような利用状況の下では、商業登記電子証明書の使用の廃止の届出は、成りすまし等を防止しつつ、迅速処理の徹底が求められるため、厳格な本人確認を行うとともに、届出意思を確実かつ迅速に確認する必要性が高い。これらを実現するには、登記所に提出した印鑑の押印を求めることが、利用者にとって手間や負担が少なく、登記所においても迅速処理が可能となることから、存続の方向で検討中である。
	電子証明書の使用の再開の届出	商業登記規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請や民間の取引等において広く利用されている。このような利用状況の下では、商業登記電子証明書の使用の再開の届出は、成りすまし等を防止しつつ、迅速処理の徹底が求められるため、厳格な本人確認を行うとともに、届出意思を確実かつ迅速に確認する必要性が高い。これらを実現するには、登記所に提出した印鑑の押印を求めることが、利用者にとって手間や負担が少なく、登記所においても迅速処理が可能となることから、存続の方向で検討中である。
	識別符号の変更	商業登記規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	商業登記電子証明書は、法人の印鑑証明書や資格証明書で確認されている「本人性」「法人格の存在」「代表権限の存在」をオンラインで確認することができる電子証明書として、行政手続のオンライン申請や民間の取引等において広く利用されている。このような利用状況の下では、商業登記電子証明書の識別符号の変更は、成りすまし等を防止しつつ、迅速処理の徹底が求められるため、厳格な本人確認を行うとともに、届出意思を確実かつ迅速に確認する必要性が高い。これらを実現するには、登記所に提出した印鑑の押印を求めることが、利用者にとって手間や負担が少なく、登記所においても迅速処理が可能となることから、存続の方向で検討中である。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続させる理由
法務省	供託金の保管替えの請求	供託規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託金の保管替えの制度は、事業者が営業保証供託金を他の供託所に移管するために設けられた制度であるところ、供託金の保管替えの請求手続は、財産的価値の高い営業保証金を保管する供託所の変更に関するものであることから、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	供託金利息の払渡請求	供託規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託金利息の払渡請求手続は、供託金利息の払渡しという国から私人への財貨の移転を伴うものであることから、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	供託有価証券の利札の払渡請求	供託規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託有価証券の利札の払渡請求手続は、利札の払渡しという国から私人への財貨の移転を伴うものであることから、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	供託に関する書類の閲覧請求	供託規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託に関する書類は、債権者及び債務者に関する情報や当事者間の紛争に関する情報を含むものであるため、その閲覧請求は、利害関係人に限ってすることができ、閲覧によって時効の更新等という法律効果も生じる。また、これらの情報は、いったん誤って流出した場合には当事者が甚大な不利益を被り、性質上回復することが困難であって、多額の国家賠償請求を受けるおそれもあることから、供託に関する書類の閲覧請求手続は、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	供託に関する事項の証明請求	供託規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	供託に関する事項は、債権者及び債務者に関する情報や当事者間の紛争に関する情報を含むものであるため、当該事項の証明請求は、利害関係人に限ってすることができ、証明により時効の更新等という法律効果も生じる。また、これらの情報は、いったん誤って流出した場合には当事者が甚大な不利益を被り、性質上回復することが困難であって、多額の国家賠償請求を受けるおそれもあることから、供託に関する事項の証明請求手続は、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	登記申請書等の閲覧	動産・債権譲渡登記令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	動産・債権譲渡登記の登記申請書等は、債務者に関する情報や企業が保有する資産等の営業秘密・事業戦略に関する情報を含むものであるため、その閲覧請求は、利害関係人に限ってすることができる。これらの情報は、いったん誤って流出した場合には当事者が甚大な不利益を被り、性質上回復することが困難であって、多額の国家賠償請求を受けるおそれもあることから、動産・債権譲渡登記の登記申請書等の閲覧請求手続は、厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	矯正医官修学資金貸与申請	矯正医官修学資金貸与法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	矯正医官修学資金貸与制度においては、貸与時に担保として保証人を2名立てなければならないところ、国の債権を適切に管理するにあたり、保証人となったことが保証人の真正な意思に基づくものであることを確認するために必要であるため、保証人の押印を廃止することは困難である。
財務省	換価の猶予の申請	国税徴収法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	相続税の延納の許可	相続税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続させる理由
財務書	贈与税の延納の許可	相続税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	物納の許可	相続税法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【所有権移転登記承認書】関係機関（法務局）に所有権移転登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	物納財産の変更に係る他の財産をもって物納に充てる旨の申請	相続税法（平成18年改正前）	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【所有権移転登記承認書】関係機関（法務局）に所有権移転登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	物納撤回に係る延納の許可	相続税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	相続税申告	相続税法	法律に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【財産の分割の協議に関する書類】遺産分割協議の内容は相続税額の計算に直接影響することから、その内容が全員の真意に基づき成立したものであることを担保する措置が必要であるため。
	特定物納の許可	相続税法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【所有権移転登記承認書】関係機関（法務局）に所有権移転登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	納税の猶予等に係る担保の提供手続（保証人）	国税通則法施行令	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印 + 印鑑証明	【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	納税の猶予等に係る担保の提供手続（不動産、船舶、航空機等）	国税通則法施行令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	担保の提供（石油石炭税）	石油石炭税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。
	担保の提供（石油ガス税）	石油ガス税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	担保の提供（たばこ税）	たばこ税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	担保の提供（揮発油税）	揮発油税法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	担保の提供手続	関税法施行令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税関長・保証人間の契約書に相当する文書。



所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続させる理由
財務省	納税の猶予の申請（相互協議）	租税特別措置法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
	徴収の猶予の申請（徴収共助）	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	【抵当権設定登記承諾書】関係機関（法務局）に抵当権設定登記を嘱託する際に登記印・登録印+印鑑証明が必要。  【保証人の保証を証する書面】保証人が納税者の納税債務を保証する旨の真意を確認する必要があるため。税務署長・保証人間の契約書に相当する文書。
厚生労働省	印章の印影の変更届出	中小企業退職金共済法施行規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	（消印に係る印章の印影の登録）特定業種退職金共済制度の被共済者に関しては、複数の事業場にて併行して就労することが想定され、その就労実態を把握し、適正に掛金を納付させ、ひいては退職金の不正受給を防ぐため、共済証紙を被共済者が持つ共済手帳に貼付し、予め印影を登録させた認印により、共済契約者に消印させることとしている。本件は当該印影の届出書に係る認印の押印を意味するが、上記のとおり届出がないと、消印としての真正性が確保できず、共済契約者名に類似させた印等による消印等により、不正な取り扱いの余地が生まれ、退職金の不正受給にも繋がりがうるほか、就労形態上、事業主と紐づけた就労管理等が難しいことから、当該手続に係る押印を省略ないし廃止するのは困難と考える。
	特定業種の指定に伴う応募書の提出	独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	（消印に係る印章の印影の登録）特定業種退職金共済制度の被共済者に関しては、複数の事業場にて併行して就労することが想定され、その就労実態を把握し、適正に掛金を納付させ、ひいては退職金の不正受給を防ぐため、共済証紙を被共済者が持つ共済手帳に貼付し、予め印影を登録させた認印により、共済契約者に消印させることとしている。本件は当該印影の届出書に係る認印の押印を意味するが、上記のとおり届出がないと、消印としての真正性が確保できず、共済契約者名に類似させた印等による消印等により、不正な取り扱いの余地が生まれ、退職金の不正受給にも繋がりがうるほか、就労形態上、事業主と紐づけた就労管理等が難しいことから、当該手続に係る押印を省略ないし廃止するのは困難と考える。
	特定業種中小企業退職金共済契約の申込み	中小企業退職金共済法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	（消印に係る印章の印影の登録）特定業種退職金共済制度の被共済者に関しては、複数の事業場にて併行して就労することが想定され、その就労実態を把握し、適正に掛金を納付させ、ひいては退職金の不正受給を防ぐため、共済証紙を被共済者が持つ共済手帳に貼付し、予め印影を登録させた認印により、共済契約者に消印させることとしている。本件は当該印影の届出書に係る認印の押印を意味するが、上記のとおり届出がないと、消印としての真正性が確保できず、共済契約者名に類似させた印等による消印等により、不正な取り扱いの余地が生まれ、退職金の不正受給にも繋がりがうるほか、就労形態上、事業主と紐づけた就労管理等が難しいことから、当該手続に係る押印を省略ないし廃止するのは困難と考える。
	中小企業退職金共済契約の申込み	中小企業退職金共済法	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	口座振替手続について、金融機関に対する届出印のため

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続させる理由
厚生労働省	雇用保険印紙の消印に使用する認印の印影の届出	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	日雇労働者に関しては、複数の事業場にて併行して就労することが想定され、その就労実態を把握し、適正に労働保険料を納付させ、ひいては日雇労働求職者給付金の不正受給を防ぐため、印紙を日雇労働者が持つ日雇労働被保険者手帳に貼付し、予め印影を登録させた認印により、各事業場の事業主に消印させることとしている。  本件は当該印影登録届出書に係る認印の押印を意味するが、上記のとおり届出がないと、消印としての真正性が確保できず、事業場名に類似させた印等による消印等により、不正な取り扱いの余地が生まれ、給付金の不正受給にも繋がりがりうほか、就労形態上、事業主と紐づけた就労管理や、電子手続のような印紙以外の管理も難しいことから、当該手続に係る押印を省略ないし廃止するのは困難と考える。
	労働保険料等口座振替納付書送付依頼書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	口座振替による納付の申出	国民年金法施行規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	保険料口座振替納付（変更）申出書	厚生年金保険法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	中小事業主掛金拠出の届出	確定拠出年金法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	中小事業主掛金拠出の変更の届出	確定拠出年金法	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	個人型年金運用指図者（第1号）⇒加入者の申出書	確定拠出年金法施行規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	個人型年金運用指図者（第2号）⇒加入者の申出書	確定拠出年金法施行規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	個人型年金加入者を使用する企業の書類の提出	確定拠出年金法施行規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	金融機関に対する届出印のため
	雇用保険の事業所の各種変更の届出	雇用保険法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	当該事業所に雇用される労働者が雇用保険関係手続を行う際に必要となる事業主の証明に使用する印影（及び郵送通知物の宛先となる住所）の変更を届出内容に含むことから、廃止した場合、以降に行われる手続における真正性の確認が困難となるため。
	雇用保険の事業所設置の届出	雇用保険法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	当該事業所に雇用される労働者が雇用保険関係手続を行う際に必要となる事業主の証明に使用する印影（及び郵送通知物の宛先となる住所）の登録を届出内容に含むことから、廃止した場合、以降に行われる手続における真正性の確認が困難となるため。
	就業促進手当（再就職手当）の申請	雇用保険法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、採用内定日、雇用期間等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があり、その真正性を担保するため。
	就業促進手当（就業促進定着手当）の申請	雇用保険法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、一週間の所定労働時間、雇用期間中の賃金額等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があり、その真正性を担保するため。
	就業促進手当（常用就職支度手当）の申請	雇用保険法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、採用内定日、雇用期間等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があり、その真正性を担保するため。
	高年齢雇用継続基本給付金（初回）の申請	雇用保険法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、支給対象期間中の賃金額等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があり、その真正性を担保するため。（事業主経由での申請の場合は押印不要。）

所管府省	手続名	根拠法令	押印の根拠	押印の種類	存続させる理由
厚生労働省	高年齢再就職給付金（初回）の申請	雇用保険法施行規則	告示・省令の様式	登記印・登録印	当該手続は労働者が申請するものであるが、支給対象期間中の賃金額等について事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があり、その真正性を担保するため。（事業主経由での申請の場合は押印不要。）
	代理人に係る事項等の変更届出	雇用保険法施行規則	法令・告示の根拠なし	登記印・登録印	代理人が事業主の代わりに雇用保険関係手続を行う際に使用する印影の登録をするものであるため。
	代理人の選任・解任の届出	雇用保険法施行規則	告示・省令に明文の根拠	登記印・登録印	代理人が事業主の代わりに雇用保険関係手続を行う際に使用する印影の登録をするものであるため。
国土交通省	小型船舶の新規登録	小型船舶の登録等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	小型船舶の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い小型船舶の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	小型船舶の移転登録	小型船舶の登録等に関する法律	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	小型船舶の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い小型船舶の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	自動車の新規登録	道路運送車両法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	自動車の移転登録	道路運送車両法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	自動車の抹消登録	道路運送車両法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	自動車の登録の抹消	自動車登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	自動車の抹消した登録の回復	自動車登録令	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。
	自動車の抵当権の登録	自動車抵当法	政令に明文の根拠	登記印・登録印 + 印鑑証明	自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。



## 押印を求める行政手続の見直し方針(根拠別集計)

(手続数)

	全数	廃止済・ 廃止決定	廃止の方向	存続の方向	(押印の種類別内訳)		
					印鑑証明付	登記印 登録印	認印可
					法律に明文の根拠	1,204	0
法律に様式	0	0	0	0	0	0	0
政令に明文の根拠	159	38	94	27	27	0	0
政令に様式	0	0	0	0	0	0	0
告示・省令に明文の根拠	1,249	88	1,136	25	11	14	0
告示・省令の様式	6,350	2,076	4,256	18	1	17	0
法令・告示の根拠なし	6,030	2,996	3,025	9	1	8	0
合計	14,992	5,198	9,711	83	41	42	0

(注1)本資料における集計対象手続には、添付書類で押印を求めるものを含む。

(注2)本資料は、内閣府が令和2年9月24日付で行った照会に対する各府省からの回答を単純集計したもの。

(注3)各府省において、審議会や税制改正プロセスでの審議が必要と考える手続については、事務局が審議会等に諮る方針案について回答しているもの。





事 務 連 絡  
令和 2 年 11 月 16 日

各府省政策担当部局長 御中

内閣官房行政改革推進本部事務局

会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し

日頃より当事務局の業務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直しについて、法令、告示、通達等（以下「法令等」という。）に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針、法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表等（以下「見直し方針等」という。）について、下記のとおり取りまとめました。各府省等は、見直し方針等に基づき、書面・押印・対面の見直しを行うようお願いします。

また、特定の府省の職員にのみ適用される法令等に基づく手続については、当該法令等を所管する府省において、見直し方針等を参考に法令等の改正も含めた見直しを実施するようお願いします。

なお、各府省が独自に会計手続、人事手続等において書面・押印・対面を求めており、各府省の裁量により見直すことが可能なものについては、見直し方針等を参考に見直しの徹底を図っていただくようお願いします。特に、押印を求めている手続については、永年勤続表彰の表彰状を除き、押印を不要とすることが徹底されるようお願いします。各独立行政法人は、見直し方針等を参考に、書面・押印・対面の見直しについて適切に対応を行っていただくようお願いします。

本件につきまして、管下の独立行政法人にも御連絡いただくようお願いします。

#### 記

- 1 法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針（別紙 1）

- 2 法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表（別紙2）
- 3 会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府省共通課題への考え方（別紙3）
- 4 会計手続、人事手続等において各府省が裁量により求めている書面・押印・対面の見直し事例（別紙4）

**【担当】**

内閣官房行政改革推進本部事務局 木村、竹田、今村

TEL: 03-6206-6758

## 法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における 書面・押印・対面の見直し方針

別紙2「法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表」の手続について、以下のとおり見直しを行う。

- 各府省等は、書面・押印・対面の見直しに当たっては、別紙3「会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府省共通課題への考え方」を踏まえることとする。
- 各府省等は、制度官庁が書面・押印・対面を見直すこととした手続（既に書面・押印・対面が不要とされている手続を含む。）について、内部規程において書面・押印・対面を求めているものがあれば、内部規程を改正する。各府省等は、制度官庁において法令等の見直しがなされた場合に速やかに対応することができるよう準備を進め、内部規程の見直しは、原則として、年内に行う。
- 各府省等は、制度官庁が押印を見直すこととした手続（既に押印が不要とされている手続を含む。）については、押印を行わないことを徹底する。なお、押印の見直しに当たって、情報システムの整備等が必要なものについては、早急な対応を行うこととする（例えば、試行実施済の勤務時間等を管理する情報システムの本格的な運用開始など）。
- 各府省等は、制度官庁がオンラインによる手続を可能としているものについては、原則として、オンラインにより手続を行うこととする。なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）に基づく主務省令によりオンラインの手続を行う場合、同法及び主務省令に則って手続を行うこと。



内閣官房行政改革推進本部事務局  
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う  
各府省共通課題への考え方

以下は、会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の、書面・押印・対面の見直しに伴う各府省に共通する課題についての考え方を整理したものである。

I 手続のオンライン化について

- (1) 既存の情報システムの利用
- (2) 電子メールの利用
  - ① 各府省とその職員との間で送受信する場合
  - ② 各府省と事業者等との間で送受信する場合
- (3) 新規の情報システム（簡易な web サイトの形式を含む）の導入・利用

II 直ちにオンライン化が困難な場合の書面手続について

- (1) 各府省が受け付ける書面の場合
- (2) 各府省が交付する書面の場合

III その他

## I 手続のオンライン化について

各府省は、会計手続、人事手続等の内部手続について、書面・押印・対面の見直しに伴いオンラインにより手続を行う場合、その手法として以下の3つの手法が考えられる。

### (1) 既存の情報システムの利用

例：会計手続における「政府電子調達システム（GEPS）」の利用

例：各府省の職員からの申告・申請受付機能（「人事・給与関係業務情報システム」等の利用）

### (2) 電子メールの利用

例：会計手続の請書等に係る事業者等との電子メールの送受信

### (3) 新規の情報システム（簡易な web サイトの形式を含む）の導入・利用

例：各府省のホームページにおける外部からの簡易な申請受付機能

各府省は、オンライン化に当たっては、以下のような考え方を原則とする。その際、オンライン化対象手続の担当部局は、各府省 PMO 及び政府 CIO 補佐官（各府省担当）の支援、助言を受けるとともに、必要に応じて内閣官房 IT 総合戦略室に相談する。

- 各府省は、書面・押印・対面の見直しに伴いオンライン化により手続を行う場合には、まず、(1) 既存の情報システムの利用、を検討する。
- 既存の情報システムに必要な機能が備わっておらず新機能の導入には費用対効果が見合わない場合等において既存の情報システムの利用が困難な場合は、次に、(2) 電子メールの利用、を検討する。
- 短期間に多人数の申請を受け付ける場合等における業務効率性や、本人確認の厳格性の観点から、電子メールの利用が困難な場合には、次に、(3) 新規の情報システム（簡易な web サイトの形式を含む）の導入・利用、を検討する。

なお、以下のような場合は、直ちにオンライン化することは困難と考えられる（この場合の考え方は、後述「II. 直ちにオンライン化が困難な場合の書面手続について」で整理している）。

- 事業者等外部（休業等中の職員を含む）と各府省との間の手続であって、各府省の相手方の通信環境の事情等により、相手方が、オンライン手続（情報システム、電子メール）ではなく書面手続を求めている場合
- 地方機関等において個々の職員に端末が備わっていない等、各府省のシステム利用環境が不十分な状況で手続が行われる場合

## (1) 既存の情報システムの利用

各府省は、書面・押印・対面の見直しに伴いオンライン化により手続を行う場合は、まず既存の情報システムの利用を検討することとなる。

既に試行を実施済の情報システムについては、費用対効果の判断等、速やかに本格的な運用開始に向けた対応を行う。

また、各府省共通の既存の情報システム（例えば、「政府電子調達システム（GEPS）」、「人事・給与関係業務情報システム」）について、特に、システムの利用率が低い場合には、以下の考え方で対応する。

- 共通システムを利用する府省において、システム利用環境の整備、府省内の各部局への研修等による操作習熟の強化、事業者等への情報提供等を通じ、これまで以上の利用促進に取り組むことが必要である。
- 共通システムを所管する府省においては、システムの利便性の向上を図るとともに、システムの習熟性向上や事業者等への利用促進方法等についての各府省への周知をこれまで以上に行う。また、共通システムを所管する府省は、府省毎のシステムの利用状況の公表等についても積極的に検討することが必要である。特に「政府電子調達システム（GEPS）」を所管する総務省では、
  - 事業者等への「政府電子調達システム（GEPS）」の利用促進方法として、電子契約は印紙が不要になることを説明し、電子契約ができない事業者等にはその理由を確認するなどの対応をすることで、電子契約数を増加させている事例を各府省に提供
  - 「政府電子調達システム（GEPS）」において官庁会計システム（ADAMSⅡ）と連携し、各府省会計課による ADAMSⅡの入力行為を不要とするための事前実施事項の各府省への周知をさらに推進

などの取組をさらに進めるとしており、「政府電子調達システム（GEPS）」を利用する各府省においても、総務省と連携した利用促進に取り組むことが必要である。

- 上記の対応を円滑に進めるために、内閣官房行政改革推進本部事務局は、各府省共通の情報システムの次期更改に向け、情報システムを利用する府省の意見等を受け付け、情報システムを所管する府省に対し、当該意見等の情報提供を行うこととする。情報システムを所管する府省は、当該意見等について、次期システム更改におけるユーザビリティ改善を実施する際の検討事項として整理する。

## (2) 電子メールの利用

各府省は、上記(1)の既存の情報システムの利用が困難な場合は、電子メールの利用を検討することとなる。ただし、業務効率性や本人確認の厳格性の観点から、電子メールの利用が困難な場合は、新規の情報システム（簡易な web サイトの形式を含む）の導入・利用（下記(3)参照）を検討する。

その際、電子メールの利用の検討に当たっては、以下の考え方で対応する。

### ① 各府省とその職員との間で送受信する場合

各府省とその職員との間で書面・押印でやりとりされていた手続については、押印を不要とした上で、各府省のセキュリティポリシーに則って行われる政府機関内部のイントラネットにおける電子メールの送受信に置き換えることが可能と考えられる。

ただし、極めて秘匿性が高いと判断される情報については、添付ファイルを暗号化（パスワード付 zip 等）し、メール本文には記載しないといった措置を講ずるなど、各府省のセキュリティポリシーに則った対応が必要である。また、パスワードを付す場合には、当該パスワードを事前に取り交わしておく方がより望ましい。

なお、休業等中の職員との間で、政府機関内部のイントラネットによらずに電子メールを送受信する場合は、下記②の考え方に準じた考え方で、オンライン化が可能である。

（注）AES-256 形式等安全性が確認された暗号化方式を使った zip を推奨。

### ② 各府省と事業者等との間で送受信する場合

各府省は、契約書等、実印と合わせ印鑑証明による印影の照合を行う必要のある書面の作成以外の手続については、「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」（令和 2 年 11 月 16 日、内閣府規制改革推進室・内閣官房 IT 総合戦略室・内閣官房行政改革推進本部事務局）を踏まえれば、押印を不要とした上で、電子メールの送受信に置き換えることが可能と考えられる。

また、「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」によると、「電子メールを利用する場合、当該手続の性質等に照らし、必要に応じて、面談・電話等による従前からの継続的なやり取り又は事後のやり取り、現地調査等により本人確認が補完されると考えられる」。

また、上記①②のいずれの場合においても、各府省が電子メールで行政文書を電子的に交付する場合には、当該行政文書に、責任者・担当者の氏名、文書番号等を記載し、相手方の必要に応じ、電話又は電子メールでその行政文書に関する確認を行えるようにすることで、その行



政文書の真正性を確保することが可能である。

なお、デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）第3条第9号に規定する処分通知等を電子メールで行う場合は、デジタル手続法第7条の規定が適用される。この点も含め、上記①②について、各府省から個別の実務例に照らした問合せが多かったものについては、後述「(参考) 会計手続、人事手続等の各府省の内部手続のオンライン化の際の電子メールの利用に関する Q&A」で整理している。

### (3) 新規情報システム（簡易な web サイトの形式を含む）の導入・利用

各府省は、利用できる既存の情報システムがなく、かつ、業務効率性や本人確認の観点から電子メールの利用も困難な場合は、新規の情報システム（簡易な web サイトの形式を含む）の導入・利用を検討することとなる。

その際の検討に当たっては、以下の考え方で対応する。

- クラウド技術を活用した簡易な web サイトの形式の電子申請システム等、比較的短期間・低予算での導入・利用が可能な情報システムの導入を検討する。例えば、各府省の職員と事業者等がこれまで書面と認印等でやりとりをしてきた手続について、各府省のホームページに簡易な申請受付機能を設け、ID・パスワードを発行された者がアップロードできるようにする手法がある。

## II 直ちにオンライン化が困難な場合の書面手続について

Iで前述のとおり、

- 事業者等外部（休業等中の職員を含む）と各府省との間の手続であって、各府省の相手方の通信環境の事情等により、相手方が、オンライン手続（情報システム、電子メール）ではなく書面手続を求めている場合
- 地方機関等において個々の職員に端末が配備されていない等、各府省のシステム利用環境が不十分な状況で手続が行われる場合

は、直ちにオンライン化することは困難と考えられる。

このため、当面の間は、書面による手続が残存することになるが、書面への押印をしないこととした場合、その書面の真正性をどのように確保するかについては、以下の考え方で対応する。

### (1) 各府省が受け付ける書面の場合

各府省が事業者等から書面を受け付ける場合、

- 継続的な取引関係がある場合は、書面に、責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載を求め、必要に応じ、電話等でその書面に関する確認を行い、確認した日時等の記録を保存すること
- 新規に取引関係に入る場合は、上記に加え、本人確認情報（氏名、住所等及びその根拠資料としての運転免許証の写し等）を入手し、その入手過程（郵送受付等）の記録を保存すること

を、書面の成立の真正を証明する手段として利用することが可能である。なお、事業者等の代表者印の代替手段として、事業者等の負担を増やすことになる委任状の提出を求めることは適当とは言えない。

一方、人事手続等において、各府省が職員から書面を受け付ける場合、日常的なやり取りの中で本人確認は行えているため、長期休業等のために本人確認の必要性が特に高い等の事情がない限り、上記のような電話等による確認は不要である。

### (2) 各府省が交付する書面の場合

各府省が事業者等に対して書面を交付する場合、書面に、責任者・担当者の氏名、連絡先、文書番号等を記載することにより、事業者等の必要に応じ、電話又は電子メールでその書面に関する確認を行えるようにすることが可能である。

なお、事業者等から書面への押印を求められる場合が考えられるが、この場合、各府省は、相手方に対して、各府省共通の取扱いとして押印を行わないこととしている旨説明し、各府省の責任者及び担当者の氏名及び連絡先や文書番号を記載するなど、相手方の必要に応じ、書面の真正性を確認できるようにすることにより、不要な押印を見直すこととする。例えば、外部の者を委員に委嘱するに際して、当該外部の者の所属組織（事業者等）の内部手続に必要であるとして委嘱状等に押印を求められる場合において、このような対応が想定される。

一方、人事手続等において各府省が職員に交付する書面についても、必要に応じ、文書番号等を記載することが必要である。

### Ⅲ その他

会計検査院の「計算証明規則」に基づき、各府省が提出を求められる書類については、各府省は、会計検査院が発出した事務連絡「計算証明制度に係る書面の扱い、押印等の見直しなどについて」（令和2年11月10日）を参照することとする。

(参考 「会計手続、人事手続等の各府省の内部手続のオンライン化の際の電子メールの利用に関する Q&A」)

問 1 処分通知の到達（相手方の電子計算機に備えられたファイルへの記録）について、電子メールによる到達に関する考え方はどのようなものか。電子メールのやりとりでは、「ファイルへの記録がされたとき」というのが確認できないのではないか。

デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）においては、「電子情報処理組織を使用する方法」に電子メールも含まれるため、デジタル手続法第 7 条（電子情報処理組織による処分通知等）第 3 項の「当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受けるものに到達した者とみなす」の規定は、電子メールのやりとりにも適用される。

「電子計算機に備えられたファイル」が具体的にどの部分かについては、各個別の情報システムの内容等に基づき、どの時点において意思表示が相手方の支配領域に入ったものとみなせるかという観点で特定することになるが、電子メールの送受信だけで、「電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」を確認することは困難である。

このため、電子メールで処分通知を行う際には、事前に相手方に対し、電子メールの返信又は電話による到達確認を求めるとし、「処分通知について一定期間の間に電子メールの返信又は電話による到達確認ができない場合には、デジタル手続法第 7 条第 1 項ただし書に規定する電子情報処理組織を使用する方法で処分通知を行うことについての同意がなかったものとする」との条件を付すことが考えられる。

(参考)

#### 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2 （略）

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4～5 （略）

問2 各府省が事業者等との間の手続を電子メールで行う場合、継続的なやり取りになる前の最初の段階で、事業者等との間で何を行う必要があるのか。

各府省は、事業者等と継続的なやり取りになる前の最初の段階では、電子メールを受け取った後の面談・電話等による事後のやりとりにより、本人確認が補完されると考えられるが、必要に応じ、加えて、以下のような手法で確認を行うことも考えられる。

- ・事前に電子メールアドレスの登録を求め、当該アドレスのメールであることを確認する
- ・電子メールや添付先に連絡先を明記してもらい、メールや電話等で確認を行う

問3 各府省が事業者等との間の手続を電子メールで行う場合、相手側にセキュリティ対策を求める必要はあるのか。

各府省は、秘匿性の高い情報をやり取りする場合には、事業者等に添付ファイルを暗号化（パスワード付 zip 等）し、メール本文には載せないといった方法を求めることが望ましい。

（注）AES-256 形式等安全性が確認された暗号化方式を使った zip を推奨。

問4 事業者等から電子メールを受信するとき、パスワードは、電子メールのほか、添付ファイルにも付与する必要があるか。大量のメールを受け付ける職員のパスワード解除作業が過大にならないよう配慮してほしい。

事業者等に求める電子メールのセキュリティ対策は、手続の内容、やり取りする情報の秘匿度の程度に応じたものとすべきであり、必要性の低いものにまで一律の対応が求められるものではない。

問5 事業者等から電子メールで受け付けることが困難な大量の添付書類は、郵送としてよい  
か。

電子メールで受信できる容量を超える添付書類については大容量メディア（DVD等）の郵送として差し支えない。ただし、大量の添付書類の受信が例外的なケースではない場合、大容量のファイル交換システムの導入や電子メールの受信容量を増加することが必要である。

問6 事業者等との間で送受信した電子メールについて、保存する必要がある行政文書の考え方を整理してほしい。また、添付ファイルを保存し、電子メール本文は廃棄してよいか。

内閣府大臣官房公文書管理課によると、行政文書の管理の考え方は以下のとおりである。

- ・まず、事業者等とのやり取りについて、紙媒体・電子媒体のいずれの媒体で行った場合でも、文書管理上の扱いは変わらない。「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）により、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとしているところであり、同ガイドラインに沿って策定された各省行政文書管理規則等に従って、適切に保存等を行う必要がある。
- ・電子メールの取扱いについては、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）に基づく「電子メールの選別及び保存の手順について」（令和元年8月30日内閣府大臣官房公文書管理課）に示されており、電子メールが合理的な跡付け・検証に必要となる行政文書に該当するか否かの判断は、電子メール本文に加え、電子メールに添付された文書を含めて一体的に行うことが必要である。
- ・ただし、電子メール本文に記載された情報が添付ファイルに含まれている場合等、当該添付ファイルのみの保存で足りることもあり得る。その際、添付ファイルにパスワードが設定されている場合には、必要に応じファイルを格納する共有フォルダへのアクセス制限などでセキュリティを確保しつつ、パスワードが記載された電子メール等を併せて保存するか、当該添付ファイルの暗号化を解除した上で保存する必要がある。

なお、上記の行政文書の管理の考え方とは別の観点として、各府省とその職員との間で書面・押印でやりとりされていた手続を電子メールの送受信に置き換えるに当たって、本人確認・証跡（ログ）管理の観点から、必要に応じて、電子メール本文を保存することは考えられる。

問7 事業者等に電子メールを送信するときは、担当者のほか代表者又は責任者にも送信する必要があるのではないか。

事業者等とのトラブルを防止するため、複数の者に電子メールを送信することが望ましい。

問8 各府省が事業者等との手続を電子メールで行う場合、各府省職員による電子文書の改ざん防止対策としてどのようなことをすればよいか。

各府省職員による電子文書の改ざん防止対策としては、証跡（ログ）管理、変更履歴の保存、アクセス制限の強化などが考えられる。



## 会計手続、人事手続等において各府省が裁量により求めている書面・押印・対面の見直し事例

整理番号	書面名/手続名	見直しの内容
1	支出伺い	電子化により書面・押印廃止済
2	契約関係書類一式	電子化により書面・押印廃止済
3	検査職員及び物品供用官に係る発令依頼、同発令（辞令）（書面、押印、署名）	書面・押印・署名を廃止。メールでの処理に変更。
4	経費伺いの決裁一式の会計課提出	電子化により書面・押印・対面廃止済
5	再委託承認手続き（ひな形）（押印）	押印を廃止
6	物品取得・修理等依頼書	電子化により書面・押印廃止済
7	物品取得請求及び物品出納命令書	電子化により書面・押印廃止済
8	物品調達（修理）依頼書（押印）	押印を廃止
9	物品亡失（損傷）顛末書（押印）	押印を廃止
10	備品借用申請書	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
11	前金払清算明細書（押印、署名）	押印・署名を廃止
12	諸謝金や委員手当支払い時の確認書（押印、署名）	押印・署名を廃止
13	出納員任命替願／通知書、印鑑届（書面、押印、署名）	書面・押印・署名を廃止。メールでの処理に変更
14	タクシーチケット使用申請書等	・電子化により書面・押印廃止済
15	空調運転申請書（延長・時間外・閉庁日）	・電子化により書面・押印廃止済 ・署名を廃止
16	内線電話の変更・増設・撤去願（署名）	署名を廃止
17	電源工事依頼書（署名）	署名を廃止
18	作業（工事）届	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
19	会議室等の使用申請等	・内部規程により、責任者が押印した使用承認申請書を提出することとしているところ、当該規程の改正により押印を廃止するもの。 ・申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
20	放送機器等使用申請書	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
21	駐車許可申請書	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
22	仮眠室使用許可申請書	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
23	エレベーター専用運転申込書	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
24	定期駐輪許可申請書	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
25	中央合同庁舎出入証申請	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
26	中央合同庁舎通行証（ICカード）申請	申請書等様式から押印マークを削除し、申請者の押印を省略することとした。
27	入省許可証 再発行・停止願、紛失・損傷届（押印）	押印を廃止
28	業者等の入構許可申請のための在職証明書（押印）	押印を廃止
29	キーボックス使用中止届（署名）	署名を廃止
30	火元取締責任者届（署名）	署名を廃止
31	立て看板借用願・ポスター等掲示承認願（署名）	署名を廃止
32	携帯借用願（公用、海外出張用、防災）等	・書面を廃止、メールでの処理に変更。 ・押印廃止済。電子化については対応中。 ・書類の「申請印」を廃止
33	電動アシスト付自転車利用申請書	押印廃止済
34	車両通行証交付申請書	書類の「申請印」を廃止
35	運転確認書の提出	9月30日から押印省略の運用開始済 規程については、年内の改正を目指して調整中
36	車帳簿の確認	9月30日から押印省略の運用開始済 規程については、年内の改正を目指して調整中
37	自動車配車許可願（署名）	署名を廃止
38	ハイヤー借上げに係る決裁書（押印、署名）	押印・署名を廃止
39	バス利用申立書	押印廃止済
40	ICカード利用申請書	押印の廃止
41	撮影に関する申請書	書類の「申請印」を廃止
42	写真・動画貸出申請	ホームページ等に掲載されている写真及び動画の貸出申請時に捺印を求めているところ、裁量で廃止が可能であったため、廃止することとした。
43	イラストの利用申請手続	10月6日押印廃止
44	ホームページ掲載用チェックリスト	押印廃止済

整理番号	書面名/手続名	見直しの内容
45	勤務時間報告書	電子化により書面・押印廃止済
46	超過勤務等命令簿	押印を廃止
47	非常勤職員用超過勤務時間入力表（押印、署名）	押印・署名を廃止。
48	超過代休時間指定簿	押印を廃止
49	早出遅出勤務の請求に係る公務の運営の支障の有無についての通知	押印を廃止
50	早出遅出勤務期間中について公務の運営の支障が生じたことについての通知	押印を廃止
51	修学のための早出遅出勤務請求書	押印を廃止
52	修学状況変更届	押印を廃止
53	勤務時間の特例割振り願	押印を廃止
54	勤務時間変更願	押印を廃止
55	申告割振り簿	押印を廃止
56	勤務時間変更管理簿（月分）	押印を廃止
57	勤務時間変更管理簿（朝型勤務用）	押印を廃止
58	状況届	押印を廃止
59	状況変更届	押印を廃止
60	障害の特性等に応じた早出遅出勤務申請書	押印を廃止
61	障害の特性等に応じた早出遅出勤務通知書 障害の特性等に応じた早出遅出勤務変更通知書 障害の特性等に応じた早出遅出勤務取消通知書	押印を廃止
62	障害の特性等に応じた早出遅出勤務に係る状況変更届	押印を廃止
63	フレックスタイムの申告・割振簿（押印）	押印廃止済
64	出勤簿	押印を廃止
65	振替等通知簿	押印を廃止
66	代休日指定簿	押印を廃止
67	欠勤届	押印を廃止
68	外勤命令簿	押印を廃止
69	テレワーク勤務実施計画書	押印を廃止
70	テレワーク勤務実施報告書	押印を廃止
71	テレワーク実施・継続申請書（書面、押印）	書面、押印を廃止。メールでの処理に変更。
72	出勤状況等通報書	電子化により書面・押印廃止済
73	休暇簿	押印廃止済
74	休暇簿（年次休暇用）	押印を廃止
75	休暇簿（病気休暇用）	押印を廃止
76	休暇簿（特別休暇用）	押印を廃止
77	休暇簿（介護休暇用）	押印を廃止
78	休暇簿（介護時間用）	押印を廃止
79	長期療養を開始する職員に関する情報提供依頼書	押印を廃止
80	職場復帰に関する診断書	押印を廃止
81	「試し出勤」申請書	押印を廃止
82	職場復帰支援に関する診断情報提供書	押印を廃止
83	職場復帰に関する意見書	押印を廃止
84	育児休業等の申請書・請求書	押印を廃止
85	配偶者同行休業請求書等	押印を廃止
86	確約書（配偶者同行休業）（押印、署名）	押印・署名を押印のみ廃止
87	自己啓発等休業請求書等	押印を廃止 ※年内に実施
88	介護休暇等の申請書・請求書（押印）	押印廃止済
89	病気休職者の診断書・承諾書・同意書の受渡し	・押印を廃止 対応可能な部分（診断書及び同意書の速やかな郵送による提出が難しい場合のPDFでの提出）については、既に対応済み。
90	研究休職に係る、大学側からの依頼文書及び当省からの回答、契約書の締結	押印を廃止
91	同意書（病気休職更新、任期更新等）	押印を廃止
92	健康管理休暇申請書の提出（押印、署名）	押印・署名を廃止
93	精神科医支援プログラム実施に関する同意書	押印を廃止
94	再任用同意書	押印を廃止
95	任期付職員採用同意書 任期付職員任期更新同意書	押印を廃止
96	行政事務研修員の受講に係る地方公共団体からの申請手続き	押印を廃止
97	インターンシップに係る大学等と覚書の締結及び実習生と交わす誓約書	押印を廃止
98	採用承諾書・入省意向届（押印、署名）	押印を廃止

整理番号	書面名/手続名	見直しの内容
99	障害者手帳等に記載された情報に関する利用目的同意書	各府省は、障害者である職員の雇用にあたり、厚生労働省作成の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に則した対応が求められており、同ガイドラインには、本人から徴する同意書の様式が示されている。当該様式には本人の押印欄があり、厚生労働省に個別に照会したところ、当該様式は各府省の裁量により見直すことが可能との見解が示されたため、当省では当該同意書の押印を廃止する運用に変更したところ。
100	早期退職の募集及び認定実施報告書	国家公務員退職手当法第8条の2第9項の規定により、各年度に実施した早期退職募集に係る認定を受けた応募者数及び募集実施要領を内閣総理大臣に報告している。当該報告のとりまとめにあたり、内部規程により報告様式に報告者の押印を求めているところ、当該規程の改正により押印を廃止するもの。
101	辞職願 (自己都合退職、人事交流、応募認定退職、事務都合退職関係)	これまで慣行により自署及び押印を行っていたが、これらを不要とし、電子媒体での提出を原則とすることとした。
102	退職手当計算書	押印を廃止
103	兼職の承認	・課長以上の職員が報酬を得ない兼職をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けることとされているが、内部規程によりこの就任何への押印を求めているため、当該規程の改正により押印を廃止するもの。 ・押印を廃止
104	ストレスチェック結果提供同意書	押印を廃止
105	面接指導申出書	押印を廃止
106	面接指導実施に関する事前情報提供書	押印を廃止
107	面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書	押印を廃止
108	降任承諾書	押印を廃止
109	休職承諾書	押印を廃止
110	降格承諾書	押印を廃止
111	派遣同意書	押印を廃止
112	同意書 (病気休職、研究休職、派遣、降任・降格、官民交流採用職員の任期更新・官職変更、任期付採用職員の採用・任期更新関係)	これまで慣行により自署及び押印を行っていたが、これらを不要とし、電子媒体での提出を原則とすることとした。
113	死亡届	押印を廃止
114	通勤確認書	押印を廃止
115	通勤手当の事後確認における運転免許証確認報告書	押印を廃止
116	運賃変更届	押印を廃止
117	特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿	押印を廃止
118	管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿	押印を廃止
119	身分事項変更に関する届出(書面、押印) (婚姻、本籍地変更、改姓、配偶者日本国籍取得届、配偶者現国籍離脱届、配偶者日本国籍取得届、配偶者外国籍取得届、離婚届、出生届家族死亡届、入学届、卒業届、退学届、養子縁組届)	書面、押印を廃止。メールでの処理に変更。
120	人事記録履歴補正願	押印を廃止
121	旧姓使用関係の書類	押印廃止済
122	児童手当に係る事務手続 児童手当特例給付受給者台帳の事務取扱者印	押印を廃止
123	児童手当・特例給付 認定請求書	押印廃止済
124	児童手当支給依頼	官房人事課長の印を省略し、提出方法を電子メールに変更する。
125	共済貸付金を臨時に弁済するとき申出 (貸付金臨時弁済申出書)	押印を廃止
126	財形住宅資金の借り入れするときの申込 (財形住宅資金貸付申込書)	押印を廃止
127	海外渡航承認願	押印を廃止
128	災害報告書	押印を廃止
129	災害発生報告書	補償事務主任者及び申出者の押印欄を見直し、押印不要とする。
130	通勤災害申出書	補償事務主任者及び申出者の押印欄を見直し、押印不要とする。
131	債権発生通知書	押印を廃止
132	障害に関する意見書	押印を廃止
133	療養費請求書(家族を含む)(押印)	押印を廃止
134	高額療養費請求書(押印)	押印を廃止
135	限度額適用認定申請書(押印)	押印を廃止
136	住民税異動届	書面廃止済
137	労働保険料明細	電子化により書面・押印廃止済
138	証明書発行願	押印廃止済
139	在職証明願	押印を廃止
140	不健康地出産帰国旅行費支給申請書及び不健康地出産帰国実績調査表の提出(押印、署名)	押印・署名を廃止

整理番号	書面名/手続名	見直しの内容
141	諸手当の届出内容を確認するために提出を求めている書類のうち、職員が押印を行うもの（申立書、定期券の領収書、ETCICカード利用履歴の写し、回数券の写し等への署名押印）	押印を廃止
142	給与の口座振込申出書 給与の口座振込変更申出書	・押印を廃止 ・電子化により書面・押印廃止済
143	給与明細の電子交付に係る同意書	電子化により書面・押印廃止済
144	庁舎等の使用の適正化のための意見書の届出	押印を廃止
145	通勤切符現金購入申出書	押印廃止済
146	住民票以外の場所に居住している旨の申出書	押印廃止済
147	源泉徴収票再発行依頼書	押印廃止済
148	債権調査確認及び歳入調査決定決議等入力依頼書（押印、署名）	押印・署名を廃止。
149	委員等の任免手続（就任依頼書、就任承諾書、委嘱状等）	・各種協議会への構成員への参加依頼書と承諾は全てメールで可。承諾書を廃止し、メールでの回答を可とした。 ・委員等の就任依頼書と承諾は全てメールで可。承諾書を廃止し、メールでの回答を可とした。
150	PMO支援スタッフ業務常駐時間管理報告書	押印廃止（様式変更） ※6月から実施済み
151	行政情報システム電子計算機入室許可申請書	押印廃止（様式変更） ※年内に実施
152	外部委託におけるサプライチェーン・リスクに関する助言依頼書	押印廃止（規程改正、様式変更） ※年内に実施
153	モバイル端末等利用申請書	押印廃止（規程改正、様式変更） ※年内に実施
154	機密性3情報等の持出し許可申請書	押印廃止（規程改正、様式変更） ※年内に実施
155	支給以外の私物端末利用申請書	押印廃止（規程改正、様式変更） ※年内に実施
156	外部電磁的記録媒体または関連機器貸出申請（行政LAN）	押印廃止済
157	外部電磁的記録媒体または関連機器一時接続利用許可申請（行政LAN）	押印廃止済
158	モバイル端末／周辺機器の長期貸出に関する誓約書（行政LAN）	押印廃止済
159	貸出機器の年度末更新申請書（行政LAN）	押印廃止済
160	ファイル持出し許可申請（クローズドLAN）	押印廃止済
161	固定IPアドレス払出／返却申請書（押印）	押印を廃止
162	電子掲示板削除申請書（押印）	押印を廃止
163	個別業務システム作業依頼書（押印）	押印を廃止
164	人事給与関係業務システムを利用するためのユーザ設定依頼書（押印）	押印を廃止
165	身分証明用カード等返却手続 身分証明用カード等返却一覧表	押印を廃止
166	身分証明用カード等再発行手続 職員身分証紛失等報告及び再発行申請書	押印を廃止
167	身分証明用カード等記載事項変更手続 職員身分証記載事項変更申請書	押印を廃止
168	台紙を用いた身分証発行手続 台紙を用いた身分証交付簿	押印を廃止
169	身分証明用カード等発行手続 身分証明用カード等受領簿	押印を廃止
170	受領書、紛失届及び再貸与申請書記章に係る書類の授受（押印）	内部規程を改正し、受領書、紛失届及び再貸与申請書の職員の押印を廃止
171	文書授受簿	押印を廃止 ※年内に実施
172	書留等授受簿	押印を廃止 ※年内に実施
173	施行の方法のうち、文書送付表	押印を廃止 ※年内に実施
174	施行の方法のうち、受領簿（直接交付の場合）	押印を廃止 ※年内に実施
175	行政文書貸出票	押印を廃止 ※年内に実施
176	紛失等届	押印を廃止 ※年内に実施
177	郵便切手・葉書類請求書	押印廃止済
178	研修不参加届	所属長及び本人印の省略
179	研修欠席届	所属長及び本人印の省略
180	研修所施設管理・運営業務月次業務報告書（押印）	押印を廃止

整理番号	書面名/手続名	見直しの内容
181	研修所設備管理業務報告書（日報）（押印）	押印を廃止
182	研修所清掃業務日報（押印）	押印を廃止
183	研修所警備業務報告書（日報）（押印）	押印を廃止
184	業務完了報告書（施設管理）（押印）	押印を廃止
185	業務完了確認書（施設管理）（押印）	押印を廃止
186	研修所施設管理・運営業務月間予定表（押印）	押印を廃止
187	研修所施設管理・運営業務作業届（押印）	押印を廃止
188	私費出版承認	10月1日から押印廃止の運用開始済み 規程については、年内の改正を目指して調整中
189	事故・トラブル発生時の初動対応の状況	押印廃止済。 電子化については対応中。
190	職員団体業務の専従許可等	職員団体業務の専従許可または短期従事許可を受けようとする職員は、あらかじめ許可権者へ申請を行い、許可を受けることとされているが、内部規程によりこの申請書への押印を求めているため、当該規程の改正により押印を廃止するもの。
191	勤務管理の適正化のための届出	押印を廃止
192	内部監査実施要領に基づく様式（内部監査結果確認書）内の署名	署名廃止済
193	予防処置管理要領に基づく様式（予防処置報告書）内の押印	押印廃止済
194	要改善事項及び是正処置管理要領に基づく様式（要改善事項管理報告書、是正処置報告書）内の押印	押印廃止済
195	宣誓書の提出（押印、署名）	押印・署名を押印のみ廃止
196	供花・弔電	電子化により書面・押印廃止済
197	債権発生（帰属）通知書等	押印廃止済
198	欠格事項非該当宣誓書の提出（押印、署名）	押印・署名を押印のみ廃止
199	美術品確認報告書（押印）	押印を廃止
200	集団陳情許可について（署名）	署名を廃止
201	在外職員住居等防犯対策申請書及び実地調査報告書の提出（押印、署名）	押印・署名を廃止
202	公電各省配付システム統括責任者通知書（様式1）（押印）	押印を廃止
203	公電各省配付システム運用責任者通知書（様式3）（押印）	押印を廃止
204	公電各省配付システム運用担当者通知書（様式4）（押印）	押印を廃止
205	公電取扱者通知書（様式5）（押印）	押印を廃止
206	公電各省配付システム移設・撤去依頼書（様式6）（押印）	押印を廃止
207	公電配付担当・配付先課（室）リスト（様式7）（押印）	押印を廃止
208	国際IP電話網システム移設・撤去依頼書（様式1）（押印）	押印を廃止



事務連絡  
令和2年11月16日

各府省政策担当部局長 御中

内閣府規制改革推進室  
内閣官房 IT 総合戦略室  
内閣官房行政改革推進本部事務局

## 行政手続のオンライン化に当たっての 本人確認の考え方

### 1. 本事務連絡の趣旨

行政手続におけるオンラインによる本人確認については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省CIO連絡会議決定。以下「本人確認ガイドライン」という。）において、各種行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法が示されているところである。

各府省においては、本年の新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、書面主義、押印原則及び対面主義の見直しが進められており、これまで書面、押印等によって行われていたものをオンライン化する方向で検討する手続が増えている状況にある。

一方で、行政手続の簡素化の議論の中では、書面での申請に比べてより厳格な本人確認手法を求めているオンラインの手続があるとの指摘があるほか、本人確認ガイドラインでは電子メールによる申請は念頭に置かれていないが、電子メールによる申請における本人確認の考え方を示すことで行政手続のオンライン化が促進される可能性がある。

本事務連絡は、こうした状況を踏まえ、行政手続をオンライン化するに当たっての本人確認の在り方について、各府省における検討の参考に資するよう、「本人確認ガイドライン」の内容を補完するものとして、その考え方を整理したものである。



## 2. オンラインによる本人確認の手法を検討するに当たっての基本的認識

押印による本人確認の効果等については、「押印についての Q&A」（令和 2 年 6 月 19 日 内閣府、法務省、経済産業省。以下「押印 Q&A」という。）において、次の認識が示されている。

- 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である。
- 形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省力したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。
- 押印されたものが実印でない（いわゆる認印である）場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なのかを考えてみるのが有意義であると考えられる。

各府省は、この認識に立って、不要な押印を見直すとともに、行政手続のオンライン化に取り組むことが必要である。例えば、認印による押印は、基本的に身元確認がなされていないものであり、紙の場合は認印で良いとされていたにもかかわらず、オンライン化する際には、十分な理由なく厳格な本人確認を求めることのないように留意すべきである。



### 3. オンラインによる本人確認に必要な保証レベルの判定の考え方

本人確認ガイドラインにおいては、デジタル化を念頭に入れて手続の業務改革（BPR）を行っても、なおオンラインによる本人確認が必要であると判断した場合に、オンラインによる本人確認に必要な保証レベルの判定を行い、選択した保証レベルに対応する本人確認の手法を選択することとされている。

ここでは、書面での申請における本人確認の現状も踏まえつつ、オンラインによる本人確認に必要な保証レベルの判定についての考え方を整理する。

※「保証レベル」については、本人確認ガイドライン別紙2及び別紙3において、「レベル1」から「レベル3」までとして整理されている（個人に係る行政手続については「該当しない」が含まれる。）。

#### （1）書面での申請における本人確認について

行政手続における改ざん、なりすまし、事実否認等は、オンライン特有の問題ではなく、書面での申請の場合にも想定されるものである。

各府省は、書面での申請の場合について、改ざん、なりすまし、事実否認等の各種リスク評価を行った上で、必要な本人確認の手法（実印と印鑑証明の提示、身分証明書の提示、登記簿の提示等）を採用してきたと考えられる。そして、この場合の本人確認は、必ずしも書面上の印影のみによって行われるわけではなく、例えば、他の手続における既存の本人確認、面談・電話等による従前からの継続的なやり取り又は事後のやり取り、現地調査等により補完されている場合も存在する。

#### （2）オンラインによる本人確認に必要な保証レベルの判定の手順

本人確認ガイドラインにおいては、①オンラインによる本人確認が必要であると判断した場合、当該本人の何を確認することを目的としているかを特定し、②対象となるオンライン手続で想定される脅威についてリスク評価を行い、③対象となるオンライン手続の認証強度として求められるレベル（保証レベル）を判定するとされている。

#### （3）オンラインによる本人確認に必要な保証レベルの判定の考え方

○ 書面による申請又はオンラインによる申請のいずれの場合も、本人確認の手法は様々であり、書面による申請で特定の手法を採用していた場合に、それに替わるオンラインの手法が一意的に定まるものではない。

ただし、身元確認<sup>1</sup>及び本人認証<sup>2</sup>の保証レベルについては、両者を互いに参照することが一定程度可能であることから、オンラインによる本人確認に必要な保証レベルの検討は、オンラインの特性を踏まえるとともに、書面での申請における本人確認で求められている保証レベルとの整合性も勘案しつつ行うべきである。

- 書面での申請において押印により本人確認を行っていた場合の保証レベルは、「押印 Q&A」も踏まえれば、いわゆる認印レベルの本人確認は、身元確認保証レベルが「該当しない」又は「身元確認のない自己表明」相当と考えられる。これは、実印であっても、印鑑証明の提出による印影の確認を行っていなければ同様と考えられる。  
一方、実印レベルの本人確認は、実印の押印及び印鑑証明書の添付による「遠隔での身元確認」相当と考えられる。
- 以上のことを踏まえ、押印により本人確認を行っていた申請をオンライン化するに当たり、本人確認に必要な保証レベルを判定するための標準的な考え方は、以下のとおり整理される。

① これまで、i) 認印のみで本人確認を行っていた場合、または、ii) 実印だが印鑑証明の提出による印影の確認をせずに本人確認を行っていた場合は、原則として、必要な保証レベルは「該当しない」と判定する。

※ 法人の場合、本人確認ガイドラインでは「レベル1」までしか記載がないが、個人の場合の「該当しない」に相当するものとして扱う。

② これまで、実印と合わせ印鑑証明の提出による印影の確認をして本人確認を行っていた場合は、その合理性を検証した上で、原則として「レベル2」と判定する。

- なお、上記の整理は、BPR により業務フロー全体を見直し、利用者負担の軽減を図りつつ、情報システムにおいて業務を迅速・定型的に処理する観点から、オンラインによる本人確認を厳格化することを排除するものではない。
- 一方で、各行政手続における本人確認は、オンラインによる本人確認の手法以外の手法も勘案し、総合的に実施すべきものである。すなわち、対象となる行政手続に関するリスクの影響度等が高位であったとしても、上記(1)の例示のように、情報シ

<sup>1</sup> 手続の利用者の氏名等を確認するプロセスのこと。

<sup>2</sup> ある行為の「実行主体」と、当該主体が主張する「身元識別情報」との同一性を検証することによって、「実行主体」が身元識別情報にあらかじめ関連付けられた人物（あるいは装置）であることの信用を確立するプロセスのこと。

システム外で本人確認の補完等が行われれば、必ずしもオンラインによる本人確認の保証レベルを厳格なものとする必要がない場合もあると考えられる。

- BPR 等を行った上で、オンラインにおける本人確認に必要な保証レベルとして、①及び②に記載のレベルよりも高いレベルと判定することもあり得るが、その際は、本人確認ガイドライン付録 A「認証方式の合理的な選択を目的としてリスク評価手法」を参考にして、想定されるリスクの種類とその影響度が、選択するレベルに合致すると明確に説明できる必要がある。

また、上記の整理よりも高いレベルと判定する場合には、当該レベルで必要となる本人確認の手法に係るコストを考慮してもなお当該レベルと判定することが妥当であるか確認する必要がある。

#### 4. 行政手続における電子メールの利用

行政手続において電子メールを利用する場合、当該手続の性質等に照らし、必要に応じて、例えば、他の手続における既存の本人確認、面談・電話等による従前からの継続的なやり取り又は事後のやり取り、現地調査等により本人確認が補完されると考えられる<sup>3</sup>。

なお、インターネットを経由した電子メールは、申請等受付機能を有する Web システムではエラーという反応が起こるのに比べ、電子メールプロトコルの特徴から、何の反応もなく送受信が完了しない可能性があり、また、セキュリティ製品が電子メールの添付ファイル等を検査し、マルウェアやスパムメールと判断した場合には、電子メールは隔離又は受信拒否される可能性がある。このため、行政手続において電子メールを利用する場合には、当該手続の性質等も勘案しつつ、必要に応じて、電話等により相手方に所要の確認を行うべきである。

---

<sup>3</sup> こうした取扱いも、オンラインによる本人確認の保証レベル 1 に対応する手法として有効である。